

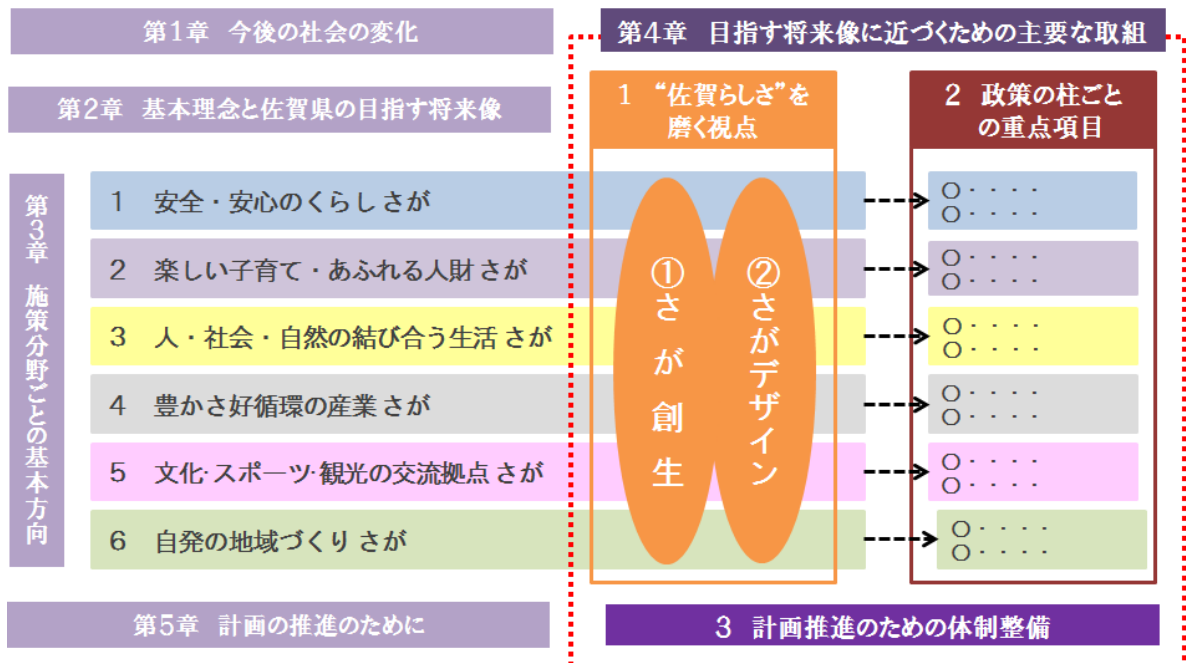
# 第4章

## 目指す将来像に近づくための 主要な取組

この章では、第2章に示した目指す将来像に近づくための主要な取組として、

- 1 政策を推進するに当たって基本となる「佐賀らしさ」を磨く視点
- 2 施策の中から特に力を入れる取組を6本の柱ごとに整理した「政策の柱ごとの重点項目」
- 3 計画を着実に推進していくための「計画推進のための体制整備」

の3つを示します。



## 1 “佐賀らしさ”を磨く視点

佐賀県の目指す将来像へ着実に近づいていくためには、県内にある「本物」の地域資源をより優れたものとしたり、佐賀独自といえるような取組を進めたりするなど、“佐賀らしさ”を磨き上げていくことが必要です。

このため、政策を推進するに当たっては、「さが創生」と「さがデザイン」の2つの基本となる視点を入れることにより、“佐賀らしさ”を磨き上げ、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を進めていきます。

### ① さが創生

佐賀県では、地方創生の実現に向けて取り組む中で、特に、県内にある「本物」の地域資源の磨き上げや、女性が活躍する社会づくりの推進などにより、雇用や新しいひとの流れ、子育ての希望をかなえる環境、時代に合った地域を創り出していくことを「さが創生」としました。

政策を推進するに当たって、この「さが創生」の視点を入れることにより、人口減少時代に合った地域づくりを進めていきます。

### ① さが創生

「本物」の地域資源の磨き上げや、女性が活躍する社会づくりの推進などにより、雇用や新しいひとの流れ、子育ての希望をかなえる環境、時代に合った地域を創り出していくこと。

#### 取組例

#### 安定した雇用を創出する

- 6次産業化の推進などによる農村の魅力アップ
- 新エネルギー分野などにチャレンジする企業支援
- 佐賀の人材が活躍できる企業誘致の推進
- 産業を支える人材の育成・確保
- 世界を見据えた県産品の販路拡大 など

#### 本県への新しいひとの流れをつくる

- 地域の元気に繋がる佐賀県への移住促進
- 「本物」を携え世界に佐賀をPR
- 食などの観光資源の発掘・磨き上げ支援
- 東京オリンピック・パラリンピックなどを見据えたスポーツキャンプの誘致 など

#### 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 子育てしだい県“さが”プロジェクト
- ・「結婚したい」、「子どもがほしい」、「安心して楽しく子育てがしたい」といった希望がかなえられる社会づくりの推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現などによる男性の家事・育児への参画促進
- ・子育て世代の女性の就活サポート など

#### 時代に合った地域をつくる

- 地域の人々による自発の地域づくりの支援
- 地域おこし協力隊などを活用した中山間地域等の振興
- 女性が活躍する社会づくりの推進
- 民俗芸能や地域に根付いた文化の継承
- ふるさと佐賀への誇りや愛着を持つ児童生徒の育成
- 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会づくりの推進 など

## ② さがデザイン

「デザイン」には、モノの姿や形を描く造形行為などを指す「狭義のデザイン」から、対象物、プロセス、サービス及びライフスタイル全体におけるそれらのシステムといった多面的な品質を確保することを目的とする創造的な活動<sup>(※)</sup>などを指す「広義のデザイン」まで様々な定義があります。

佐賀県では、ユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup>やサービスデザインを始めとする広義のデザインの考え方を取り入れ、県産品、街並みなどの「モノ」と、社会のシステム、サービスなどの「コト」を磨き上げ、新たな価値を付与することにより、人の暮らし、まち・地域を心地よくし、豊かなものにすることを「さがデザイン」としました。

政策を推進するに当たって、この「さがデザイン」の視点を入れることにより、施策の中の様々な取組において、「モノ」や「コト」の特徴を際立たせる、「モノ」や「コト」を魅力あるものにする、快適にする、便利にする、使いやすくするなど「磨き上げ」を行い、あらゆるものを心地よくし、豊かなものにしていきます。

## ② さがデザイン

「モノ」と「コト」を磨き上げ、新たな価値を付与することにより、  
人の暮らし、まち・地域を心地よくし、豊かなものにする。

### 取組例

モノ	<h4>県産品、街並みなどを磨き上げる</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農林水産物などのアピール力・商品企画力の向上支援（ポップ作成のノウハウ取得支援等）</li><li>● 有田焼等の伝統的地場産品の見せ方・売り方の工夫や他分野とのコラボレーションなどによる新たな価値の付加</li><li>● 人に勧めたくなるような土産品の開発、海外で売れるようなパッケージ作成等の販売促進の支援</li><li>● 心地よい集いの空間となるような県立博物館等の施設の在り方や施設整備の方向性についての検討</li><li>● 歴史・文化等を継承した街並みや景観資源の保全活用など個性と魅力あるまちづくりの支援 など</li></ul>
コト	<h4>社会のシステム、サービスなどを磨き上げる</h4> <ul style="list-style-type: none"><li>● 子育てし<sup>たい</sup>大県“さが”プロジェクト（「結婚したい」、「子どもがほしい」、「安心して楽しく子育てがしたい」といった希望がかなえられる社会づくりの推進など）</li><li>● 女性が活躍する社会づくりの推進</li><li>● ふるさと佐賀への誇りや愛着を持つ児童生徒の育成</li><li>● 意欲ある担い手が希望を持って農林水産業に取り組める環境づくり</li><li>● 多言語に対応したアプリの開発やコールセンターの運営など誰もが観光しやすい地域づくり など</li></ul>

※出典：国際インダストリアルデザイン団体協議会

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

## 2 政策の柱ごとの重点項目

### 〈政策の柱「1 安全・安心の暮らし さが」〉

#### ① 地域防災力の充実・強化

【統括責任課】消防防災課

##### 【課題・対応】

東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模災害時における地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災・減災活動（公助）には限界があることがあらためて認識されました。災害に強い、安全・安心な地域づくりのためには、公助はもとより、住民自身による自助、地域コミュニティ等の地域の多様な主体が行う共助の取組を促進し、総合的な地域の防災力を高めていく必要があります。

また、近年の大規模災害においては、全国各地から関係機関（自治体、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等）のヘリコプターが速やかに現場上空に集結し、相互連携して、迅速かつ的確な救助活動が行われていることから、地域防災力の充実・強化のため、航空防災体制の整備が必要です。

##### 【取組方針】

- 関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、県民の防災意識の向上等による災害対応力の向上のため、防災訓練や国民保護訓練の充実を図ります。
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、市町や学校とも連携して県民の防災リテラシー<sup>(※)</sup>の向上に取り組みます。
- 地域の防災力の充実のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携・協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援します。
- 消防防災ヘリコプター等を活用した航空防災体制の整備を図ります。

##### 【主な具体的取組】

- ・住民、学校や防災関係機関の参加による総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護訓練等の実施
- ・各学校等への防災教育の実施の働きかけ
- ・消防団への理解促進のためのPRや地域の実状に応じた消防団員確保対策の実施
- ・自主防災組織の結成及び活性化の取組を支援するための研修会や助成事業などの実施
- ・消防防災ヘリコプターの導入の検討

##### 【指標】

- 全国1位である消防団員の組織率について、平成26年度の水準（H27.4.1時点の人口千人当たり22.8人）を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
消防団の組織率 (人口千人当り団員数)	人	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8

消防防災課調べ

※防災リテラシー

災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、自分自身を救う能力。

## 〈政策の柱「1 安全・安心の暮らし さが」〉

---

### ② 原子力発電所の安全対策

【統括責任課】原子力安全対策課

---

#### 【課題・対応】

玄海原子力発電所3、4号機では、福島第一原子力発電所の事故後、様々な安全対策が実施され、新たな規制基準を満足しているとして、平成29年1月に原子力規制委員会の設置変更許可が行われました。

その後、現地において国の使用前検査が行われるなど、再稼働に向けた取組が進められています。

原子力発電所の安全に絶対ということではなく、不断に安全性向上の取組を行っていくことが必要です。

また、玄海原子力発電所1号機においては、平成29年7月からの廃止措置作業が進められていますが、その安全確保対策等について継続して確認していく必要があります。

併せて、福島第一原子力発電所事故の発生後、放射線、放射性物質に対する県民の関心は高いことから、玄海原子力発電所周辺環境放射線の状況を継続してお知らせしていく必要があります。

#### 【取組方針】

- 国や事業者に対して更なる安全性向上に向けた不断の取組を求めるとともに、安全対策の実施状況や廃止措置の実施状況を確認していきます。
- 玄海原子力発電所周辺の放射線・放射能調査を適切に実施し、分かりやすい形で情報提供していきます。

#### [主な具体的取組]

- ・ 玄海原子力発電所の規制基準適合性審査状況及び結果の確認
- ・ 玄海原子力発電所の安全対策実施状況の確認
- ・ 国及び事業者に対する、安全性向上のための不断の取組の要請
- ・ 玄海原子力発電所1号機廃止措置実施状況の確認
- ・ 玄海原子力発電所周辺環境放射能調査の実施及び情報提供

### ③ 民間建築物の耐震化の推進

【統括責任課】建築住宅課

---

#### 【課題・対応】

防災上重要な建築物は、早急に耐震改修を行い、耐震性を確保する必要があるため、県及び市町は「耐震改修促進計画」の策定を完了し、これらの建築物の計画的な耐震化に取り組んでいます。しかしながら、建築物の耐震改修には多額の経費を要し、また、建物所有者の耐震化の重要性についての理解が進んでおらず、民間建築物の耐震化が進んでいません。

このような中、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、「大規模建築物<sup>(※)</sup>」の建物所有者は、診断結果を平成 27 年 12 月末までに所管行政庁（県又は佐賀市）に報告することが義務化され、また、県及び市町の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物<sup>(※)</sup>」、「防災拠点建築物<sup>(※)</sup>」を指定することにより、耐震診断を義務化ができるようになりました。

このようなことから、法による規制や国の補助制度の活用等を行い、市町と連携して住宅や建築物の耐震化を促進する必要があります。

#### 【取組方針】

- 市町と連携しながら多数の人が利用する建築物の耐震化を推進します。
- 改正法で耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を推進します。
- 改正法で耐震診断が義務化できる「沿道建築物」、「防災拠点建築物」の耐震化を推進します。
- 市町と連携しながら耐震化を促進するための支援を行います。
- 耐震化に関する啓発、情報提供を行います。

#### 【主な具体的取組】

- ・耐震診断義務化建築物の耐震診断の着実な実施及び耐震化の推進
- ・県の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物」を指定し耐震診断を義務化
- ・市町の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物」を指定し耐震診断の義務化の推進
- ・県の「耐震改修促進計画」で「防災拠点建築物」を指定
- ・国の補助制度を活用して県と市町が連携した補助制度による耐震化の推進
- ・定期報告業務実施者<sup>(※)</sup>や建物所有者を対象とした講習会の開催
- ・定期報告対象建築物のデータベース化及びその情報の活用による定期報告書の提出指導等を徹底
- ・市町における補助制度の相談窓口の設置、情報提供
- ・戸別訪問等による耐震化に関する積極的な普及啓発に取り組む市町への支援
- ・建築関連団体と連携した相談対応
- ・耐震性に係る表示制度の活用による啓発

【指標】

- 耐震診断義務化建築物（大規模建築物、沿道建築物、防災拠点建築物）のうち、大規模建築物の耐震診断実施率について、平成 27 年度までに 100%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
大規模建築物の耐震診断実施状況	%	73	100	—	—	—

建築住宅課調べ

- 耐震診断義務化建築物（大規模建築物、沿道建築物、防災拠点建築物）のうち、大規模建築物の耐震化率について、平成 30 年度までに 70%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
大規模建築物の耐震化率	%	—	—	55	60	70

建築住宅課調べ

- 定期報告対象建築物の定期報告書提出率について、平成 30 年度までに 89%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
定期報告書の提出状況	%	85	86	87	88	89

建築住宅課調べ

- 住宅の耐震診断補助の利用実績を平成 30 年度までに累計 2,300 件を目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
住宅の耐震診断補助の利用実績件数（累計）	件	—	—	200	900	2,300

建築住宅課調べ

※ 大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物（3 階以上かつ 5,000m<sup>2</sup> 以上）。

学校、老人ホーム等避難弱者が利用する建築物（小・中学校（2 階以上かつ 3,000m<sup>2</sup> 以上）、幼稚園・保育園（2 階以上かつ 1,500m<sup>2</sup> 以上）、危険物貯蔵等建築物（5,000 m<sup>2</sup> 以上）。

※ 沿道建築物

県（市町）が定める緊急輸送道路等に接する耐震不明建築物で耐震化を促進する必要があると認め、県（市町）の耐震改修促進計画に記載した建築物。

※ 防災拠点建築物

「庁舎、避難所等の防災拠点建築物」の耐震不明建築物で耐震化を促進する必要があると認め、県の耐震改修促進計画に記載した建築物。

※ 定期報告業務実施者

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく調査業務を行う一級建築士、二級建築士等の資格者。

## 〈政策の柱「1 安全・安心の暮らし さが」〉

### ④ 安全・安心なICT社会づくり

【統括責任課】情報課 【関係課】 こども未来課、法務私学課、学校教育課

#### 【課題・対応】

県内では、超高速ブロードバンド<sup>(※)</sup> 利用環境が整い、近年、スマートフォンやタブレットが急速に普及したことで県民のインターネット利用がより身近なものになり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)<sup>(※)</sup> やネットショッピングの利活用、動画の視聴、モバイルワークの普及など、ICTの進展は、県民の暮らしや働き方など幅広い場面において大きな変化をもたらしています。

一方で、ICTに関する初心者が高齢者層を中心に存することから、あらゆる年齢層の方々が身近にインターネットを利活用していただき、ICTの恩恵を享受できるようにしていくために、特に初心者向けのICTリテラシー<sup>(※)</sup>の向上が必要となっています。

さらに、情報通信基盤であるインターネット環境の整備が進む中で、不正ソフトウェアや不正アクセス等に対する普及啓発や防御スキルの習得及び情報モラルの向上などの対策や、インターネットを介したいじめや犯罪や経済的被害などから県民を守るというソフト面の対策を講じることが喫緊の課題となっています。

なお、インターネットの安全安心な利用環境の整備については、これまでも、教育機関、青少年健全育成や消費者安全を所管する公的機関、民間事業者、CSOなどの関係団体において、取り組まれてきたところです。

しかし、これらは直面する問題への対症療法的取組であったり、各施策間の有機的な連携が十分に行われていなかったり、参加する主体も一部の通信事業者やネット関連企業であったりと、個別の取組にとどまっており、関係機関等の取組の連携を促進するなど、全県一体となった取組を推進します。

#### 【取組方針】

○ これまでの長年培ってきた交通事故対策の取組を参考に、社会全体で子どもや高齢者のネットトラブルを防ぐ仕組みづくりに取り組みます。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 関係機関、団体による取組の有機的な連携の促進
- ・ 県民運動の実施

#### 【指標】

○ 携帯電話などの通信機器に関するルール作りに取り組んだ市町数について、平成30年度までに10市町とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
携帯電話など通信機器に関するルール作りに取り組んだ市町数	市町	—	1	3	5	10

情報課調べ

※超高速ブロードバンド

下り通信速度で概ね30Mbps以上をいう。



※ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)

Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介しあつて、個人間の交流を支援するサービス (サイト)。

※ICT リテラシー

情報機器やインターネットを活用して、情報を自己の目的に合うように利用できる能力のこと。

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人財 さが」〉

### ① 子育てし大県“さが”プロジェクト

【統括責任課】こども未来課      【関係課】男女参画・女性の活躍推進課、まなび課、こども家庭課、産業人材課、庁内各課各室

#### 【課題・対応】

本県の出生数は減少傾向で、少子化に歯止めがかからない状況であり、また、待機児童の発生、障害児、病児・病後児などの受け入れ希望の増加、放課後児童クラブを利用できない児童の発生など、県民の保育ニーズがますます多様化しています。

そのため、「結婚したい」、「子どもが欲しい」といった希望がかなえられるとともに、多様化するニーズに応じたサービスの充実、仕事と育児の両立支援制度の整備など、安心して出産・子育てができる佐賀県となるために、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を更に充実していく必要があります。

また、佐賀県は、自然環境に恵まれ、様々な体験活動が充実しているなど、楽しく子育てができる環境に恵まれた地域であるにも関わらず、それらの情報発信が不足しています。

結婚から子育てまでの切れ目ない支援施策や、佐賀の自然を活かした子育て環境の充実を図ることに加え、このような情報を集約し発信することによって、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを更に進めていく必要があります。

さらに、創造的な未来を切り拓く子ども・若者に、“伸ばす”といった視点での取組を推進し、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、将来社会に出てから地域で活躍できる子ども・若者の育成を図る必要があります。

#### 【取組方針】

- 市町や事業者等と連携しながら、地域で支えあう子育て機能の充実を図ります。
- 「結婚したい」と思う人を応援するため、出会いや交流するきっかけとなるイベントや1対1のお見合い事業を推進します。
- 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。
- 男性の育児休業取得に向けた環境を整備するとともに、男性の育児・家事参画を進めます。
- 未来を担う若い世代に、人生における結婚や出産ということについて、自分なりに考えてもらう機会を提供します。
- 子育てしやすい居住環境づくりを推進します。
- 待機児童が発生しないよう制度の実施主体である市町と連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。
- 病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。また、障害児の保育の場の確保に係る支援を行います。
- 4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。
- 事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題等の情報を発信しながら、より使いやすい仕事と育児の両立支援制度整備のための「一般事業主行動計画」の策定や見直し、就業規則等の変更助言などに取り組みます。

- 子育てに関する情報を集約し、発信します。
- 地域、学校、企業と連携し、次世代を担う子ども・若者を伸ばす取組を行います。

【主な具体的取組】

- ・子育て世代が安心してタクシーを利用しやすい環境の整備
- ・1対1のお見合い等の各種結婚支援事業の推進
- ・人工受精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・中学生や高校生などの若い世代に対する乳幼児とのふれあいの場づくりや子育てのショート劇の拡充
- ・男性の育児・家事参画を促進する講座等の実施及び市町における男性の意識改革の取組に対する支援
- ・三世代同居・近居のための住宅や空き家を活用した子育て世帯向けの住宅の取得及びリフォームへの支援
- ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った保育所等施設整備等の促進、保育士確保に対する支援
- ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業を支援
- ・幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備（人件費等）への支援
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援
- ・「一般事業主行動計画」の策定や見直し、就業規則等の変更助言など職場環境づくりの推進
- ・各種媒体を用いた子育て情報の発信
- ・CSOや企業と連携した 子ども・若者の社会体験活動の推進

【指標】

- 婚活支援事業でのカップル成立数について、平成 30 年度まで年間 500 組とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
結婚支援事業でのカップル成立数	組	300	400	500	500	500

こども未来課調べ

- 不妊治療費支援事業による妊娠者数について、平成 28 年度までに年間 160 人とし、その後維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
不妊治療費支援事業による妊娠者数	人	132	140	160	160	160

こども家庭課調べ

- 性別役割分担に同意する人の割合について、平成 30 年度までに 30%未満とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
性別役割分担に同意する人の割合	%	33.2	—	—	—	30 未満

男女参画・女性の活躍推進課調べ

- 4 月 1 日時点及び 10 月 1 日時点の保育所待機児童数について、平成 30 年度までに 0 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
待機児童数 (4 月 1 日時点)	人	50	39	35	7	0
(10 月 1 日時点)		71	55	50	10	0

こども未来課調べ

- 病児・病後児保育施設数について、平成 30 年度までに 15 施設とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
病児・病後児保育施設数	施設	10	11	12	14	15

こども未来課調べ

- 放課後児童クラブを利用できなかった児童数について、平成 30 年度までに 13 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	人	138	98	58	27	13

こども未来課調べ

- 法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成 30 年度までに 70 事業所（累計）とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数（累計）	事業所	18	30	50	60	70

産業人材課調べ

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人財 さが」〉

### ② きめ細かな指導による学力向上

【統括責任課】教育振興課      【関係課】教育情報化支援室、教職員課、学校教育課

#### 【課題・対応】

全国学力・学習状況調査（全国調査）及び佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、全国調査の「全区分で全国平均以上」という目標には達しておらず、各学校における学力向上の検証・改善サイクルを徹底する必要があります。

また、児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが必要です。

さらに、学力向上に係る児童生徒一人ひとりの目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要があります。

#### 【取組方針】

- 児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。
- 教育内容の工夫や、主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。
- 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組めます。
- きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 全国調査及び県調査の実施と結果の分析
- ・ 佐賀県学力向上対策検証・改善委員会による検証改善サイクルの取組を推進
- ・ 全国調査及び県調査の分析結果を活用した指導法の改善
- ・ 学力向上推進教員による教師の指導力向上や学校の学力向上対策への継続的支援
- ・ 児童生徒の活用力を高める研究指定事業の実施
- ・ 新学習指導要領についての説明会の実施及び研究指定校での研究成果の普及
- ・ 学力向上フォーラムの開催
- ・ 「家庭学習の手引」の作成・配布
- ・ 県 PTA 連合会との連携強化
- ・ 小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年での小規模学級又はチームティーチングの選択制の実施
- ・ 基礎学力定着のためのチームティーチング非常勤講師の配置
- ・ 中学校第1学年での国語・数学・英語への非常勤講師の配置
- ・ 帰国・外国人児童生徒の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実
- ・ 外部人材を活用した放課後や長期休業中等における補充学習の充実
- ・ 校種別・教科別研修の充実等による、ICT<sup>(※)</sup>を利活用した教授法の工夫・改善
- ・ ICTを利活用した新たな学びの創出、個々の学びを充実するための指導法の開発・蓄積

#### 【指標】

- 全国調査（国語、算数・数学）の平均正答率について、平成30年度までに全区分で全国平均以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況	区分	8区分中 1区分で 全国平均 以上	8区分中 2区分で 全国平均 以上	8区分中 4区分で 全国平均 以上	8区分中 6区分で 全国平均 以上	8区分中 8区分で 全国平均 以上

※ 取組の翌年度の成果を基にするため、現状はH25年度としている。以下同じ。

文部科学省調べ（全国学力・学習状況調査）

- 全国調査の児童生徒質問紙調査における「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」で肯定的な回答の割合について、毎年度改善し、平成30年度までに70%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができている児童生徒の割合	%	小学校				
		65.9	67.0	68.0	69.0	70.0
		中学校				
		65.0	67.0	68.0	69.0	70.0

文部科学省調べ（全国学力・学習状況調査）

- 全国調査の児童生徒質問紙調査における「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日に1時間以上学習する児童生徒」の割合について、毎年度改善していくことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国調査の児童生徒への質問で、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合	%	小学校				
		59.4	60.0	62.0	64.0	66.0
		中学校				
		63.4	64.0	66.0	68.0	70.0

文部科学省調べ（全国学力・学習状況調査）

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人材 さが」〉

### ③ さがを誇りに思う教育の推進

【統括責任課】学校教育課

#### 【課題・対応】

児童生徒が身近な地域を理解し愛着を育むために、小・中学校においては地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動などが行われており、高等学校においても地域でのボランティア活動が行われています。一方、先人の功績やふるさと佐賀のよさを、児童生徒に教えることは十分とはいえない面もあることから、その充実を図る必要があります。

#### 【取組方針】

- 小・中学校については、市町が主体で行っている地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。
- 高等学校については、卒業する3年生が、社会へ出た後にふるさと佐賀のよさを誇らしく語ることができるように、3年間を通して佐賀への愛着を育む教育に取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・ 地域の人材や教育資源を活用した体験活動やボランティア活動、職場体験学習などの推進
- ・ 歴史や文化遺産、自然など、ふるさと佐賀のよさに関する資料の作成及び授業での活用
- ・ 郷土学習の成果発表の場の設定等による取組の推進
- ・ 肥前さが幕末維新博覧会を体験する機会の提供

#### 【指標】

- ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問項目で「ある」「どちらかというところ」と回答した高等学校3年生の割合について、平成30年度までに90%となることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答	%	82.7	83	86	89	90

学校教育課調べ

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人財 さが」〉

### ④ ICT利活用による学校支援

【統括責任課】教育情報化支援室      【関係課】教育振興課、学校教育課、教職員課、法務私学課、こども未来課

#### 【課題・対応】

社会・経済の高度情報化やグローバル化が急速に進展する中、国では、教育の質の向上に向け、平成23年4月に公表された「教育の情報化ビジョン」や平成25年6月の「第2期教育振興基本計画」、「世界最先端IT国家創造宣言」等において、ICT<sup>(※)</sup>の利活用による新たな学びの推進に取り組むことが示されました。

新学習指導要領においても、具体的な教育方針が示されるとともに、「教育のIT化に向けた環境整備のための地方財源措置の拡充」や「コンピュータを活用した新テスト（情報教育の推進等に関する調査研究）の実施」、「先導的な教育体制構築事業の実施」など、全国展開に向けた取組が進んでいます。

こうしたことから、本県においては、今後とも、今日の社会にあって必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力等の育成に向け、発達段階や学校種に応じたICT利活用教育の充実により、教育の質を向上させる必要があります。

また、私立学校におけるICT利活用教育は県立学校と比べて進んでいません。

ICT利活用教育を推進する私立学校が、財政的な問題によりICT教育機器等を整備できないことがないように、平成26年度から、当該整備費の6分の5を補助しています。

#### 【取組方針】

##### 《公立学校》

- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実践など、教育の更なる質の向上に向け、学校現場の置かれた状況や今後の取組方針について、不断に検証を行うとともに、より良い事業の実施につなげます。
- 教職員研修の更なる改善・充実と県独自教育情報システム<sup>(※)</sup>（SEI-Net）やICT機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組めます。
- 市町と県との連携協力体制の強化・充実により、全県規模でのICT利活用教育を推進します。

##### 《私立学校》

- 私立学校のICT教育機器等の整備を支援するとともに、県立学校におけるICT利活用教育の事例、効果等を紹介します。

#### [主な具体的取組]

- ・人材育成及び各学校への組織的な支援体制の強化
- ・新たな学びの創出及び個々の学びの充実
- ・県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化
- ・市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用の促進
- ・県独自教育情報システム（SEI-Net）の運用、管理、改修
- ・私立学校が実施するICT教育機器等の整備に対する支援



【指標】

- ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）について、平成 30 年度までに 90%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合（小・中学校）	%	83.6 (見込み)	85	86	88	90

教育情報化支援室調べ

- ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）について、平成 30 年度までに 90%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度（県立高校）	%	78.6	81	84	87	90

教育情報化支援室調べ

- 私立中学校・高等学校における電子黒板の整備率（電子黒板数／教室数）について、平成 30 年度までに 80%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
電子黒板の整備率（私立学校）	%	11.7	32	48	64	80

法務私学課調べ

※ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

※県独自教育情報システム

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：SEI-Net）。

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人財 さが」〉

### ⑤ グローバル社会を生きぬくSAGA人材づくり

【統括責任課】教育振興課 【関係課】国際課、法務私学課、学校教育課

#### 【課題・対応】

世界のグローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められています。

#### 【取組方針】

- 海外留学、研修旅行に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。

#### [主な具体的取組]

- ・海外留学等への財政的支援
- ・留学への興味・関心の喚起
- ・留学経験者・留学生への支援
- ・語学力向上への支援
- ・スーパーグローバルハイスクール（SGH）指定校への支援、他校におけるSGH指定に向けた検討への支援
- ・国際バカロレアプログラム<sup>(※)</sup>等の国際化に対応した教育についての調査・研究

#### 【指標】

- 高校生の海外留学者、中・高校生の海外研修旅行者数（2週間以上）について、平成30年度までに200人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
高校生の海外留学者、中・高校生の海外研修旅行者数	人	131	140	160	180	200

教育振興課調べ

- 中・高校生の体験的英語活動への参加者数について、平成30年度までに1,000人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
中・高校生の体験的英語活動への参加者数	人	900	925	950	975	1,000

教育振興課調べ

#### ※国際バカロレアプログラム

スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた教育プログラムを修了し、統一試験に合格することで、国際的に認められた大学進学資格を取得できる仕組み。

## ⑥ 特別支援教育の一層の充実

【統括責任課】特別支援教育室      【関係課】教育総務課、就労支援室

---

### 【課題・対応】

平成 26 年度で終了した「佐賀県特別支援教育第二次推進プラン」における成果と課題を踏まえ、特別支援教育次期推進プランを策定し、特別支援教育を推進する必要があります。

特別支援学校の児童生徒の増加等に対応するため、教育環境を整備する必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図る必要があります。

障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、引き続きキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。

### 【取組方針】

- 特別支援教育次期推進プランを策定し、これに基づき特別支援教育を推進します。
- 特別支援学校について、特別支援教育次期推進プランに基づき校舎増築や分校の設置など、必要な教育環境の整備を行います。
- 各種研修を実施し、教職員等の専門性の向上を図ります。
- 県内すべての特別支援学校で、小学部段階からのキャリア教育を一層推進するとともに、企業等で求められる能力や適性等に応じた職業教育の一層の充実を図ります。

### [主な具体的取組]

- ・ 特別支援教育次期推進プランの策定・実施
- ・ 特別支援教育次期推進プランに基づく児童生徒数の増加に対応した特別支援学校本校の整備及び分校の設置
- ・ 特別支援学校におけるスクールバスによる通学支援の実施
- ・ 児童心理治療施設（※）の開設に伴う特別支援学校分校の設置
- ・ 特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修の実施及び充実
- ・ 特別支援学級及び通級指導教室担当の養成研修の実施及び充実
- ・ 特別支援学校における実践的な体験研修等の実施及び充実
- ・ 特別支援学校における就労支援コーディネーターの配置及び活用
- ・ 特別支援学校就労サポーター企業登録制度の実施
- ・ 特別支援学校における企業等と連携した作業学習等の実施
- ・ 特別支援学校における職業コースの設置推進
- ・ 高等特別支援学校設置の検討

【指標】

- 「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計について、平成 30 年度までに 3,200 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計	人	773 (H23～ H26 の 平均)	800	1,600	2,400	3,200

特別支援教育室調べ

- 特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合について、平成 30 年度まで現状の 34%を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合	%	34	34	34	34	34

特別支援教育室調べ

- 特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合について、毎年度、平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 か年の平均値 88%を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合	%	88% (H23～ H26 の 平均)	88%	88%	88%	88%

特別支援教育室調べ

※児童心理治療施設

児童福祉法第 43 条の 2 の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

## 〈政策の柱「2 楽しい子育て・あふれる人財 さが」〉

### ⑦ いつでもどこでも“まなび”とつながる図書館の充実

【統括責任課】まなび課      【関係課】文化課

#### 【課題・対応】

「まなびの場」である県立図書館は、施設の老朽化とともに、図書館を取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応が課題となっています。

このため、平成 25 年度、平成 26 年度に「これからのまなびの場のビジョン検討懇話会」により、将来の公立の施設の「ビジョン」及び県立図書館・博物館・美術館の 3 施設ごとに「機能の在り方」を整理しました。

このうち県立図書館は、県内図書館の支援、新しい図書館サービスへの取組及び連携・協働の拠点を目指すこととされたことから、今後、これら方向性の具体化策を検討していく必要があります。

#### 【取組方針】

- 県内の図書館が更に利用しやすくなるように環境整備を進めます。
- 県立図書館の機能の充実を図るとともに、施設整備の方向性を検討します。

#### 【主な具体的取組】

- ・県内図書館ネットワークの充実
- ・県立図書館デジタルライブラリの充実
- ・県内図書館レファレンスサービス機能の強化
- ・県立図書館施設整備の方向性の検討

#### 【指標】

- 県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数について、平成 30 年度までに 92,000 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数	件	76,000 (見込み)	80,000	84,000	88,000	92,000

県立図書館調べ

① 地域包括ケアシステムの構築

【統括責任課】地域包括ケア推進室 【関係課】長寿社会課、福祉課、医務課

---

【課題・対応】

2025年に佐賀県の高齢者数がピークとなり、独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人の増加が見込まれます。

今後高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが連携して一体的に提供される「地域包括ケアシステム<sup>(※)</sup>」を構築していくことが喫緊の課題となっています。「地域包括ケアシステム」を構築するため、人材確保と在宅医療・介護連携、認知症施策等の推進が必要です。

【取組方針】

- 介護人材の確保を図るため、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。
- 認知症の人を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関の機能強化や体制整備、また認知症対応力向上や認知症予防施策推進のための取組により、市町・保険者への支援を行い、認知症の人と家族への支援を進めます。

[主な具体的取組]

- ・在宅生活サポートセンターが行う講習や生活支援相談等による支援
- ・訪問看護ステーションへの支援
- ・在宅生活を支えるサービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護）の開設促進
- ・認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの推進
- ・認知症の人とその家族に対する地域における支援体制の整備
- ・認知症サポーターの養成
- ・若年性認知症コーディネーターの配置
- ・認知症予防に係る市町研修の実施
- ・地域での見守り体制の整備
- ・介護人材確保等に係る協議会の設置運営
- ・介護人材の資質向上の推進
- ・介護職のイメージアップ等による参入促進
- ・介護従事者が安心して働き続けられるような職場づくりの推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり

【指標】

- 介護人材が不足と感じている事業所の割合について、平成 30 年度までに 45%以下となることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
介護人材が不足と感じている事業所の割合	%	60.4 (H25)	60	55	50	45 以下

介護労働安定センター佐賀支所調べ

- 医療機関看取り率について、平成 29 年度までに平成 26 年度より低下することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
医療機関看取り率	%	82.8			平成 26 年度より低下	平成 26 年度より低下

厚生労働省調べ（人口動態調査）

- 認知症サポーター数について、平成 30 年度までに 88,000 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
認知症サポーター数	人	58,044	60,000	74,000	81,000	88,000

長寿社会課調べ

- 認知症地域支援推進員について、平成 30 年度までに 20 市町に配置されることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
認知症地域支援推進員を配置する市町数	市町	3	5	16	16	20

長寿社会課調べ

※地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

② 健康でいきいきとしている高齢者が活躍する社会づくり

【統括責任課】長寿社会課      【関係課】まなび課、健康増進課、産業人材課

---

【課題・対応】

全国の総人口に占める高齢者の割合は 26.0% (平成 26 年 10 月推計人口) となっており、とりわけ、佐賀県では 27.0% と全国平均 (26.0%) を上回るペースで高齢化が進んでいます。

また、2025 年に佐賀県の高齢者数がピークとなることが見込まれます。

高齢者の健康のためには若年世代からの健康維持への取組が必要です。

さらに、高齢者がいきいきと活躍するためにはこれまでのまなびの成果や経験を活かして活動できる機会の充実や就労できる環境の整備が求められています。

このため、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る必要があります。

【取組方針】

- 「第 2 次佐賀県健康プラン」及び「第 2 次佐賀県歯科保健計画」に基づき、健康づくりを総合的に計画的に推進し、健康寿命<sup>(※)</sup>の延伸を図ります。
- 市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。
- 今後の社会の課題に対応するため、高齢者がまなび続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運を更に醸成します。
- 地域でのまなびの成果を活かした活動を支援し、学習成果を活かす機会を増やします。
- 高齢者の再就職等の支援により生涯現役社会を推進します。

[主な具体的取組]

- ・健康アクション佐賀 21 構成団体との協働促進
- ・県民に向けた健康づくりに関する啓発の強化及び実践活動の推進
- ・介護予防対策の推進、市町の行う介護予防事業への支援及びロコモ<sup>(※)</sup> 予防など各種健康づくりの取組の支援
- ・元気高齢者社会参加活動推進制度の推進及びゆめさが大学の運営等に対する支援
- ・多様な学習機会の充実
- ・まなびの成果を活かした地域活動の支援
- ・佐賀県シルバー人材センター連合会の事業に対する支援
- ・高年齢人材と県内企業とのマッチング支援



【指標】

- 平均寿命と健康寿命の差について、平成 30 年度まで毎年度、前年度より縮小させることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
平均寿命と健康寿命の差	—	男性 1.19 歳 女性 2.90 歳 (H24)	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小

健康増進課調べ

- 80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する者の割合について、平成 29 年度までに 50%とすることを旨指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する者の割合	%	41.0 (H23)	—	—	50.0	—

健康増進課調べ

- 元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数について、平成 30 年度までに 1,100 人とすることを旨指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数	人	646	800	900	1,000	1,100

長寿社会課調べ

- 「放課後子ども教室」等への地域の大人の参加者数について、毎年度 1,500 人増やし、平成 30 年度までに延べ 80,000 人とすることを旨指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
「放課後子ども教室」等への地域の大人の延べ参加者数	人	74,000 (見込み)	75,500	77,000	78,500	80,000

まなび課調べ

- 県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数について、平成 30 年度までに年間 110 人とすることを目指します。(UJI ターン人材、高年齢人材、グローバル人材を合算した数)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数	人	43	50	70	90	110

産業人材課調べ

※健康寿命

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康な状態で自立した日常生活を送ることが期待される平均期間。

※ロコモ

ロコモティブシンドロームの略称。運動器症候群のこと。運動器の障害のために、自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。

## 〈政策の柱「3 人・社会・自然の結び合う生活 さが」〉

### ③ 障害者が地域で安心して暮らすことのできる環境づくり

【統括責任課】 障害福祉課      【関係課】 就労支援室

#### 【課題・対応】

障害者の地域生活への移行は進んでいるものの、受入先となるグループホームがまだ不足しています。

障害者の社会参加を推進し共生社会を実現するためには、障害のあるなしに関係なく県民同士が触れ合う機会を増やすことなどにより、障害に関する県民の理解を深めることが必要です。

民間事業所での雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めており、福祉施設から一般就労への移行を更に進めるとともに、福祉施設で働く障害者の工賃を更に向上させる必要があります。

#### 【取組方針】

- 障害者の地域移行を進めるため、グループホームは、継続的に整備していく必要があり、平成 27 年度以降も引き続き補助事業を継続します。
- 入院が長期化している精神疾患の患者に対し、福祉と連携した退院支援を強化します。
- 多くの県民に対して障害への理解・啓発を進めるとともに、県民が障害者と触れ合う機会づくりを進めます。
- 就労移行支援事業所<sup>(※)</sup>及び就労継続支援A型事業所<sup>(※)</sup>の利用者情報を活用するなどし、ハローワークなどの支援機関と積極的なチーム支援を行い、就労移行を推進します。
- 工賃向上支援計画のこれまでの取組を踏まえ、引き続き、工賃向上の支援に取り組みます。

#### 【主な具体的取組】

- ・グループホーム設置促進のための開設費及び改修費の補助
- ・研修会の開催等医療機関等による精神障害者の地域移行推進の取組への支援
- ・市町・団体による県民向け普及啓発活動の促進（障害者月間事業の実施、市町・団体への働きかけ）
- ・就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の利用者に対するチーム支援の積極的な実施
- ・精神障害者に対するチーム支援の積極的な実施
- ・共同受注支援窓口<sup>(※)</sup>の設置及び受注支援コーディネーターの配置による受注支援
- ・障害者優先調達推進法<sup>(※)</sup>の調達方針に基づく受注の推進

#### 【指標】

- 平成 25 年度末時点の施設入所者数 1,429 人のうち地域生活に移行した人の割合について、平成 29 年度までに 12.5%（179 人）とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
施設から地域生活に移行した人の割合	%	1.0	4.1	8.3	12.5	12.5 以上

障害福祉課調べ（障害福祉計画に係る実施状況調査）

- 平成 24 年 6 月時点の精神科病院 1 年以上の在院者数 2,591 人のうち地域生活に移行した人の割合について、平成 29 年度までに 14.4% (373 人) とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
精神疾患で 1 年以上の入院から地域生活に移行した人の割合	%	0 (H24)	9.2	11.8	14.4	14.4 以上

厚生労働省調べ (精神保健福祉資料)

- 障害 (者) に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体数について、平成 30 年度までに 91 に増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
障害 (者) に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体の数	箇所	63	70	77	84	91

障害福祉課調べ

- 福祉施設から一般就労に移行した人数について、平成 30 年度 (平成 29 年度実績) までに 131 人とすることを目指します。(人数はすべて九千部学園を除く。)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
施設から一般就労に移行した人数	人	75 (H25)	89 (H26)	103 (H27)	117 (H28)	131 (H29)

厚生労働省調べ (就労移行実態調査)

- 従業員規模 50 人以上の企業に雇用される精神障害者の雇用者数について、平成 30 年度までに 340 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
精神障害者の雇用者数	人	139	190	240	290	340

佐賀労働局調べ (6 月 1 日調査)

- 就労継続支援 B 型事業所<sup>(※)</sup>等の平均月額工賃について、平成 30 年度までに 21,263 円とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
就労継続支援 B 型等の平均月額工賃	円	17,065	18,605	19,491	20,377	21,263

就労支援室調べ (就労継続支援 B 型事業所報告)

※就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動の支援等を行う事業所。

※就労継続支援 A 型事業所

一般企業で就労することが困難な障害者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練や職場実習を行い、また、訓練などを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は一般就労に向けた支援を行う事業所。

※共同受注支援窓口

障害者就労施設等が提供する物品やサービスについて、官公庁・企業と施設等との受発注の仲介など、受発注が円滑に行えるよう調整・支援を行っている窓口。

※障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年 4 月 1 日施行）。都道府県等は、毎年度、物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することになっている。

※就労継続支援 B 型事業所

一般企業や就労継続支援 A 型事業所での就労が困難な障害者等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

④ 細やかな対応が必要な親子への支援

【統括責任課】 こども家庭課      【関係課】 こども未来課、障害福祉課、学校教育課、  
男女参画・女性の活躍推進課

【課題・対応】

児童相談所における児童虐待相談対応件数が高水準で推移しており、重症化する前の早期発見・早期対応、市町の体制強化が求められています。

近年では、定期的な心理治療的援助を必要とする児童が増加しており、県内にも専門の治療施設を設置する必要があります。

また、社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。

【取組方針】

- 児童相談所の体制強化を図るとともに、市町等との連携や市町への支援を強化していきます。
- 児童虐待の未然防止に重点を置いた対策を講じます。
- 児童心理治療施設<sup>(※)</sup>の開設を推進します。
- 里親の割合を更に引き上げるとともに、児童養護施設の小規模化や家庭的養護を推進します。

[主な具体的取組]

- ・児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化
- ・児童相談所の職員体制等の充実
- ・市町の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）<sup>(※)</sup>の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化
- ・児童心理治療施設の開設への支援
- ・家庭的養護推進県計画の推進
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置

【指標】

- 児童虐待死亡事例を出さないことを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
児童虐待死亡事例	件	0	0	0	0	0	

こども家庭課調べ

- 児童心理治療施設について、平成30年度の開設することを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
児童心理治療施設	—	—	—	—	—	開設	

こども家庭課調べ

- 要保護措置児童の里親等委託率について、平成 30 年度までに 19%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
里親等委託率	%	14.0	16	17	18	19	

佐賀県中央児童相談所調べ

※児童心理治療施設

児童福祉法第 43 条の 2 の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設である。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

※要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童福祉法第 25 条の 2 により地方公共団体のよる設置の努力義務が規定されている。要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議を行う機関で、佐賀県では県及び全市町で設置している。

⑤ がん対策の充実・強化

【統括責任課】健康増進課 【関係課】福祉課、医務課、国民健康保険課

【課題・対応】

我が国では2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われており、がんは県民の疾病による死亡の最大の原因となっています。がんによる死亡が、特に働く世代に大きな影響を与えていることから、高齢化の影響を除いた死亡率を減少させる必要があります。

がん患者の多くは、身体的及び精神的な苦痛を含む様々な苦痛を抱えていることから、苦痛を軽減するとともに療養生活の質を向上させる必要があります。

がん患者・家族は、社会とのつながりを失う不安や仕事と治療の両立が困難等の社会的苦痛も抱えていることから、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が必要です。

【取組方針】

- 県民が、がんをはじめとする生活習慣病の予防に取り組む機運を高めます。
- がん検診の受診率を向上させます。
- 女性特有のがん対策を総合的に推進します。
- 全国と比べて死亡率が高い肝がんの予防の一環として、ウイルス性肝炎・肝がん対策を進めます。
- 胃がんの原因とされるピロリ菌の検査・除菌など、予防できるがんの対策を進めます。
- 県やがん診療連携拠点病院<sup>(※)</sup>における相談支援の充実を図ります。
- 県民ががんを知るための情報を必要な時に容易に入手できる環境づくりに努めます。
- 働く世代ががんになっても、働きながら治療を受けられる環境の整備を図ります。
- がん医療の充実を図り、治療方法の選択の機会を拡大するため、重粒子線がん治療、その他のがん先進医療の普及啓発に努めます。

[主な具体的取組]

- ・「禁煙・完全分煙認証施設」の認証、防煙教育などのたばこ対策の実施
- ・生活習慣病予防（運動・食生活改善等）のための仕組みづくりの検討
- ・がん検診受診促進のための普及啓発、市町及び企業に対する支援
- ・女性特有のがん検診に係るハード・ソフト両面からの受診環境づくりの促進
- ・肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスキャリア<sup>(※)</sup>の掘り起し
- ・肝炎ウイルス精密検査受診促進、抗ウイルス治療の推進
- ・肝炎コーディネーター<sup>(※)</sup>等による切れ目のない地域職域医療連携体制の構築
- ・中学生を対象にしたピロリ菌検査の実施、除菌治療費等の助成
- ・がん相談支援センター<sup>(※)</sup>と統括相談支援センター<sup>(※)</sup>との連携による県相談支援体制の充実
- ・地域がん診療病院<sup>(※)</sup>の新規指定による二次医療圏における相談の充実
- ・がん患者サロン<sup>(※)</sup>の実施
- ・統括相談支援センターや各種媒体を活用したがんに関する情報発信の充実
- ・がん患者就労支援等研修会の開催、社会保険労務士等との連携、就労の支援、あっせん
- ・職域大腸がん検診の実施促進
- ・がん検診受診率向上サポーター企業の登録の推進
- ・佐賀国際重粒子線がん治療財団による広報等の取組の支援
- ・がん先進医療受診環境づくり事業（治療費助成制度、利子補給制度）の実施



【指標】

- がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対）について、平成19年（100.6）を基準に、平成30年度までに20%減少させ、80.5とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万人対)	—	85.9 (H25)	—	—	—	80.5 (H29)

健康増進課調べ

- 「禁煙・完全分煙認証施設」の認証数について、平成30年度までに累計2,600件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
禁煙・完全分煙認証施設の認証数	件	1,980	2,200	2,350	2,500	2,600

健康増進課調べ

- 市町の大腸がん検診を受診した者の割合について、平成30年度までに40%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
市町の大腸がん検診受診率	%	25 (H25)	28 (H26)	32 (H27)	36 (H28)	40 (H29)

健康増進課調べ（健康増進事業報告）

- 市町の女性特有のがん検診を受診した者の割合について、平成30年度までに60%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
市町の女性特有のがん検診受診率	%	乳がん 47 (H25)	50 (H26)	53 (H27)	56 (H28)	60 (H29)
		子宮頸がん 52 (H25)	54 (H26)	56 (H27)	58 (H28)	60 (H29)

健康増進課調べ（健康増進事業報告）

- 肝炎治療費助成制度利用者数について、平成 29 年度までに累計 6,700 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
肝炎治療費助成受給者数	人	4,474	5,200	6,700	6,700	—

健康増進課調べ

- がん相談支援センターへの相談件数について、平成 30 年度までに 6,000 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
がん相談支援センターにおける相談件数	件	5,279	5,300	5,800	5,900	6,000

健康増進課調べ

- がん検診受診率向上サポーター企業登録数について、平成 30 年度までに累計 1,200 事業所とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
がん検診向上サポーター企業登録数	事業所	435	630	810	1,000	1,200

健康増進課調べ

※がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を実施する医療機関。佐賀県には 4 病院が拠点病院として指定を受けている。

※肝炎ウイルスキャリア

肝臓の中に肝炎ウイルスが住みついている（持続的に感染している）状態にある人。

※肝炎コーディネーター

医療機関、保健福祉事務所、各市町、検査機関などに配置されている肝炎治療について専門の教育を受けた医療福祉系スタッフ。

※がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院に設置されている相談支援窓口。

※統括相談支援センター

がんに関する悩み相談に電話、メールで対応する相談支援窓口。佐賀県総合保健協会内に設置。

※地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院がない医療圏に設置され、その地域のがん診療を中心的に担う医療機関。近隣の医療圏に設置されるがん診療連携拠点病院と診療や相談での連携を行う。

※がん患者サロン

がん患者やその家族が気軽に情報交換や相談ができる場。

⑥ 難病患者や家族が安心して相談できる体制づくり

【統括責任課】健康増進課      【関係課】就労支援室

【課題・対応】

難病の患者に対する医療等に関する法律が平成 27 年 1 月に施行されたことにより、難病対策に係る制度が大きく変わり、難病患者や家族の相談内容も医療、保健、福祉、就労など、これまで以上に多岐にわたることが予想されます。このため、患者等が安心して相談できるよう、窓口となる難病拠点病院や難病相談支援センターの体制を整え、支援の拡充を図る必要があります。

【取組方針】

- 重症難病患者により近い地域の医療機関等と難病拠点病院とのネットワークを構築していきます。
- 難病患者や家族への支援を充実させるため、難病に関わる関係職員の資質の向上を図ります。
- 難病拠点病院や難病相談支援センター、保健福祉事務所における相談体制を充実します。

[主な具体的取組]

- ・重症難病患者ネットワーク会議や事例検討会、医療従事者等の研修会の開催
- ・難病コーディネーターによる相談支援体制の拡充
- ・難病相談支援センターへのソーシャルワーカー等の専門職の配置
- ・難病相談支援センターへの就労支援員の配置

【指標】

- 難病コーディネーターの相談受付件数について、平成 30 年度までに 700 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
難病コーディネーターの相談受付件数	件	572	600	650	680	700	

健康増進課調べ

- 難病相談支援センターの相談受付件数について、平成 30 年度までに 8,500 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
難病相談支援センターの相談受付件数	件	6,943	8,000	8,300	8,400	8,500	

健康増進課調べ

⑦ 医療提供体制の充実・強化

【統括責任課】 医務課      【関係課】 薬務課

【課題・対応】

高齢化の進展に伴う医療需要の増加が見込まれるため、佐賀県地域医療構想<sup>(※)</sup>に沿って、病院完結型の医療から地域完結型の医療、キュアからケアの視点を持ち、地域における医療提供体制の充実・確保等を図る必要があります。

そのためには、医療需要の変化に対応した病床の機能分化・連携の推進、医療・介護など多職種の連携や在宅医療の充実による地域包括ケアシステム<sup>(※)</sup>の構築及び医師・看護職員等の人材確保・養成と勤務環境の改善を図る必要があります。

また、県外薬学部進学者の県内就業が約1割しかないことなどに起因する恒常的な薬剤師不足に加え、在宅医療の充実のために、高度な薬物療法に対応できる薬剤師の資質向上も必要です。

【取組方針】

- 団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を見据えた病床の機能分化・連携による適切な医療提供体制の構築に取り組みます。
- 在宅医療の推進、地域包括ケアシステムにおける医療提供体制の充実を図ります。
- 診療科や地域による医師の不足・偏在が見られることから、県・市町・各医療機関等が役割分担に応じて、相互に連携しながら不足する診療科等の医師の育成・確保に取り組みます。
- 県内看護師等養成所卒業者の県内就業率を高めるとともに、看護職員の離職防止、潜在看護職員<sup>(※)</sup>の就業促進に取り組みます。
- 質の高い看護を提供できるよう看護職員の資質向上を図ります。
- 県薬剤師会と協力し、県外薬学部進学者を県内就業に結び付ける取組等を実施することにより薬剤師不足を解消するとともに、高度な薬物療法に対応できる薬剤師の資質向上を図ります。

[主な具体的取組]

- ・ 佐賀県地域医療構想の推進
- ・ 病床の機能分化・連携等に取り組む医療機関に対する支援
- ・ 多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり
- ・ 在宅医療の充実のための医療機関等の取組への支援
- ・ 佐賀大学推薦枠、医師修学資金貸付、自治医科大学、寄附講座、女性医師復職支援、臨床研修医師確保等による医師確保
- ・ 学生等に対する看護の魅力等の発信
- ・ 看護師等養成所の運営費支援、ナースセンター<sup>(※)</sup>事業の実施、復職支援、離職防止事業等による看護職員確保
- ・ 新人看護職員教育担当者研修や看護教員研修事業等の実施による看護職員の資質向上
- ・ 医療勤務環境改善支援センター<sup>(※)</sup>の設置・運営
- ・ 奨学金制度創設、復職支援事業等による薬剤師確保
- ・ 高度な薬物療法に対応した研修の実施等による薬剤師の資質向上

【指標】

- 2025年(平成37年)に県全体で必要となる病床機能ごとの病床数(回復期 3,099床、慢性期 2,644床)を確保するため、平成30年度までに回復期 1,900床、慢性期 4,000床の病床数を確保することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
県全体の病床機能ごとの病床数	床	(回復期) 1,213				1,900
		(慢性期) 4,731				4,000

医務課調べ(病床機能報告等)

- 医療機関看取り率について、平成29年度までに平成26年度より低下することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
医療機関看取り率	%	82.8			平成26年度より低下	平成26年度より低下

厚生労働省調べ(人口動態調査)

- 医療施設従事医師数について、平成30年度までに2,235人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
医療施設従事医師数	人	2,222	—	2,192	—	2,235

医務課調べ(医師・歯科医師・薬剤師調査)

- 県内看護師等養成所県内就業率について、平成30年度までに平成26年度より上昇することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
県内看護師等養成所県内就業率	%	64.8				平成26年度より上昇

医務課調べ

- 高度な薬物療法に対応可能な薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導料又は薬剤師居宅療養管理指導費請求薬局）について、平成 30 年度までに 100 施設確保することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
在宅患者訪問薬剤管理指導料又は薬剤師居宅療養管理指導費請求薬局数	施設	68	90	93	96	100

佐賀県国民健康保険団体連合会調べ

- 奨学金制度を利用した薬学部卒業者の県内就業者数について、平成 30 年度以降、毎年 10 人確保することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
奨学金制度を利用した薬学部卒業者の県内就業者数	人	—	—	—	—	10

佐賀県薬剤師会調べ

※地域医療構想

保健医療計画の一部として、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョン。

※地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

※潜在看護職員

看護職免許を持ちながら就労していない看護職。

※医療勤務環境改善支援センター

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする機関。

## 〈政策の柱「3 人・社会・自然の結び合う生活 さが」〉

### ⑧ 虹の松原の再生

【統括責任課】有明海再生・自然環境課

#### 【課題・対応】

県内唯一の特別名勝「虹の松原」は、近年、広葉樹の侵入等により白砂青松と言われた景観が変容しつつあり、CSO<sup>(※)</sup>など多様な主体との協働による再生・保全に向けた取組を推進していく必要があります。

アダプト方式(里親制度)による松葉かきなどの一定面積の作業に想定を上回る人員を要しており、今後、人口減少に伴い、活動に参加するボランティアの不足なども懸念されます。

また、再生・保全活動による松葉等の副産物を有効活用できるシステムを構築する必要があります。

#### 【取組方針】

- 虹の松原の景観と防災機能の調和を図りながら、広葉樹の伐採等を進めます。
- 虹の松原の再生・保全に係る「虹の松原保護対策協議会」の取組を支援します。
- 地域住民、企業、CSOなど多様な主体との協働により、アダプト方式(里親制度)による虹の松原の再生・保全活動を推進します。
- 松葉等の副産物の有効活用に向けた検討を継続していきます。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 内陸ゾーンにおける広葉樹の伐採・除根
- ・ アダプト方式による松葉かき、芽かき、下刈・除草等の保全活動の実施
- ・ 再生・保全活動を担うアダプト方式への登録促進
- ・ 専門部会の設置による松葉等副産物の有効活用に向けた実証実験等の継続

#### 【指標】

- 虹の松原の再生の支障となっている内陸ゾーン(72ha)の広葉樹の伐採について、平成28年度までに完了させることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
内陸ゾーンの広葉樹の伐採面積(累計)	ha	56	68	72	—	—	

有明海再生・自然環境課調べ

- 虹の松原の再生・保全活動を担うアダプト方式への登録人数について、計画的に増やしていくことを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
アダプト方式への登録人数	人	6,224 (累計)	360 (新規)	360 (新規)	360 (新規)	360 (新規)	

有明海再生・自然環境課調べ

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体（以上地縁組織）も含めて「CSO」と呼称。



⑨ 有明海の再生

【統括責任課】有明海再生・自然環境課      【関係課】水産課、環境課、下水道課、  
森林整備課、関係各課（室）

---

【課題・対応】

有明海は、広大な干潟と独特の生態系を有する生産性の豊かな海ですが、近年は、赤潮の多発、貧酸素水塊（海中に酸素が少ない状態）の発生など海域環境が悪化しています。

有明海の環境変化の原因究明については、定性的な解明にとどまっており、各要因の影響の度合いや範囲などを定量的に解明する必要があると、関係団体等とともに国に対し開門調査の実施を求めてきましたが、平成 29 年 4 月、国が開門しない方針を明確に示したことなどにより開門調査の早期実現は厳しい状況になっています。

一方、有明海の海域環境の悪化により、漁獲量は減少し、漁家経営は厳しい状況が続いていることから、早急に水産資源の回復を図る必要があります。

また、有明海を再生するためには、行政や漁業者など関係者の取組だけでなく、流域で生活する住民や事業者などと一体となって、山から海にわたる環境保全活動の取組を一層推進する必要があります。

【取組方針】

- 開門調査も含む有明海における環境変化の原因究明を引き続き国に求めていくとともに、県としても有明海再生に向けた調査研究等を推進します。
- 有明海の水産資源の回復に向けた取組をなお一層推進するとともに、海域環境の保全及び改善を図ります。
- 有明海再生の機運を高めるため、啓発活動の一層の充実を図り、県民の有明海に対する関心や理解を深め、環境保全活動等への積極的な参加を促進します。

[主な具体的取組]

- ・開門調査も含む有明海における環境変化の原因究明を国に要請
- ・関係機関との協働による、有明海再生に向けた調査研究等の推進及びその成果を踏まえた再生策の検討
- ・「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づく海底耕耘<sup>(※)</sup>等による漁場環境の改善、種苗放流などの水産動物の増殖等の実施
- ・国や関係 3 県と協調し、産卵場・成育場の連携（ネットワーク）等に配慮した二枚貝類等の資源回復に資する取組の強化
- ・「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づく生活排水処理施設の整備、工場・事業場等に対する排水処理対策の指導、森林の整備等の実施
- ・有明海再生に関する環境保全活動を行う団体等への支援
- ・おしかけ講座・有明海親子探検隊の実施や関係機関との協働による啓発活動（シンポジウム、市民講座等）の推進

【指標】

- 有明海における貝類の漁獲量について、平成 30 年までに 4,000 トンとすることを目指します。(暦年)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
有明海における貝類の漁獲量 (暦年)	トン	1,775	2,920	3,280	3,640	4,000

水産課調べ

- 山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数について、平成 30 年度までに 8,600 人とすることを目指します。(参考指標)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数 (参考指標)	人	8,295	8,000	8,200	8,400	8,600

有明海再生・自然環境課調べ

※海底耕耘 (かいていこううん)

漁船などで、鉄製のカギ爪を用いて海底を耕す底質改善手法の一つ。

## 〈政策の柱「3 人・社会・自然の結び合う生活 さが」〉

### ⑩ 女性の活躍推進

【統括責任課】 男女参画・女性の活躍推進課

【関係課】 産業人材課、人事課、教職員課

#### 【課題・対応】

仕事と家庭、さらには CSO やボランティア等の地域活動ともバランスがとれたライフスタイルが実現できるよう、女性の個性と能力が十分に発揮される「女性の活躍推進」を図っていくことは、喫緊の課題です。

このため、関係機関・団体との連携を強化するとともに、企業等における女性の活躍を産業施策として位置づけ、本県における女性の活躍の推進を図っていく必要があります。

#### 【取組方針】

- 女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう人材育成を進めます。
- 仕事と家庭、地域での活動が両立する環境づくりを進めます。

#### [主な具体的取組]

- ・女性の大活躍推進佐賀県会議・男女共同参画センターによるセミナー等の実施
- ・企業等に対する女性の大活躍推進佐賀県会議への会員加入・自主宣言登録の勧奨
- ・企業等に対するワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>の取組の促進の働きかけ
- ・各人材施策の積極的活用による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進

#### 【指標】

- 女性の大活躍推進佐賀県会議の会員登録数について、平成 30 年度までに 210 事業所とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
女性の大活躍推進佐賀県会議会員登録数	事業所	60	70	170	190	210

男女参画・女性の活躍推進課調べ

- 年次有給休暇の取得率について、平成 30 年度までに平成 26 年度より 18%向上させ、59.7%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
年次有給休暇の取得率	%	41.7	46.2	50.7	55.2	59.7

産業人材課調べ

- 法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成 30 年度までに 70 事業所（累計）とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入事業所数	事業所	18	30	50	60	70

産業人材課調べ

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ① 産業を支える人材の育成・確保

【統括責任課】産業人材課      【関係課】企業立地課、ものづくり産業課、産業企画課、業務課、教育総務課、学校教育課、法務私学課、建設・技術課、情報課、人事課、男女参画・女性の活躍推進課、さが創生推進課、移住支援室

#### 【課題・対応】

本県の産業振興による経済の活性化を図るためには、県内企業の育成や企業誘致を積極的に進めるとともに、その担い手となる人材の確保・育成が必要ですが、若者人口（20歳代～30歳代）は、年平均で約4,000人減少しており、加えて高校生や大学生等は進学や就職先を県外へ求めるケースが多く、人材が流出している現状があります。特に、製造業については、県内総生産、産業別従業者数などの面から見て、県内経済を牽引する重要な産業ですが、工業高校等を卒業した生徒の多くが県外企業に就職していることなどから、人材の確保が容易ではありません。

そこで、県内の人材がそのまま佐賀に留まり、県内企業に就職する（佐賀に留まる）、一旦県外に進学、就職した人材が、県内に帰って就職する（佐賀に帰る）、佐賀に魅力を感じ、県外出身の人材が移り住み、県内企業に就職する（佐賀を選ぶ）ような取組が必要です。なお、県の重要な産業である製造業等については、強力に人材確保を推進するため、それらの取組に加え、ものづくりを再評価する機運の醸成、ものづくり人材の育成、ものづくり技能・技術の磨き上げを一体として進め、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の県内就職希望者やUJIターン者の県内ものづくり企業への就職を促進していくことが必要です。

同時に、既に働いている方のスキルアップが重要ですが、県内では時間、人材、費用等から自社における人材育成が困難な企業が多く、また製造業をはじめ、熟練技能者の技能の維持・継承の問題が存在しているため、県内企業の人材育成や技能継承への支援も必要です。

また、若者や女性等の多様な人材が継続的に就労できる環境を作っていくことが重要ですが、県内企業の現状は、育児休業等の制度はあるものの、取得割合は低く、また有給休暇の取得率も低い状態であるなど、仕事と家庭の両立が必ずしも容易ではない状況であることから、労働者の健康維持や仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>」が実現できる労働環境を整備することが必要です。

#### 【取組方針】

- 県内企業の育成や企業誘致等により、正社員としての雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人材を確保します。
- 「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また、多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。
- 高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内就職を促進し、若者の県内定着を図ります。
- UJIターン人材等（グローバル人材や高齢人材含む。）と県内企業とのマッチングを積極的に支援します。
- 若年技能者をはじめとした人材ニーズの高い分野等の産業人材を育成します。
- 使用者・労働者・行政が一体となって労働時間短縮などの「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図ります。
- ジョブカフェ SAGA の機能強化を図り、若者の正社員化と職場定着を支援します。

[主な具体的取組]

- ・産業人材確保プロジェクト<sup>(※)</sup>の拡充と推進
- ・高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内企業就職の促進やスキル人材等の確保
- ・「ものづくり」に対する再評価、ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げの一体的な施策の推進
- ・企業誘致等における雇用の創出
- ・スキル人材の還流を促す施策の推進（奨学金返還免除）
- ・UJI ターン、高齢者及びグローバル人材と県内企業のマッチング支援
- ・子育てをしながら就職を希望する女性への支援
- ・若年技能者の育成、県内企業への就職
- ・職業訓練（委託訓練）の実施
- ・県内企業のニーズに応じた在職者訓練の実施
- ・認定職業訓練に対する助成の実施
- ・高校生等の技術向上支援の強化（産業界との連携による佐賀マイスター<sup>(※)</sup>や高度熟練技能者等の積極的活用）
- ・技能検定受検料減免拡充の継続
- ・県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり
- ・企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案
- ・ジョブカフェ SAGA の機能強化及び利用促進
- ・ハローワーク特区<sup>(※)</sup>、雇用対策協定<sup>(※)</sup>に基づく国・地方の連携強化
- ・県内企業に対する採用力向上の支援

【指標】

- 就職情報サイト「さが就活ナビ」の月平均利用者数を平成 27 年度実績から毎年 15%ずつ増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
「さが就活ナビ」の月平均の利用者数	人	-	4,872	5,602	6,442	7,408

産業人材課調べ

- 県内高校生の県内就職者数について、平成 26 年度実績の 1,658 人を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県内高校生の県内就職者数	人	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658

佐賀労働局調べ

- 県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数について、平成 30 年度までに年間 110 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数	人	43	50	70	90	110

産業人材課調べ

- 産業技術学院の施設内訓練における就職率について、平成 30 年度まで毎年度 100%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
産業技術学院の施設内訓練における就職率	%	100	100	100	100	100

産業人材課調べ

- 年次有給休暇の取得率について、平成 30 年度までに平成 26 年度より 18%向上させ、59.7%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
年次有給休暇の取得率	%	41.7	46.2	50.7	55.2	59.7

産業人材課調べ

- 法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成 30 年度までに 70 事業所（累計）とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入事業所（累計）	事業所	18	30	50	60	70

産業人材課調べ

- ジョブカフェ SAGA 利用者で正社員として就職できた者の人数について、平成 28 年度以降毎年度 1,350 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ジョブカフェ SAGA 利用者のうち正社員就職者数	人	1,369	1,230	1,350	1,350	1,350

産業人材課調べ

※ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

※産業人材確保プロジェクト

企業の人材確保と若者の就職支援に取り組む佐賀県独自の事業。

高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内企業に対する認知度向上と県内企業への就職促進を図るため、県内企業を紹介する専用サイトの開設、県内外における企業説明会、産学官の関係者による広報宣伝活動、高校の進路指導担当者を対象とした企業視察等に取り組むもの。

※佐賀マイスター

熟練技能者に対する社会的評価を高めるとともに、技能を尊重する社会的気運の醸成と後継者の育成を図ることを目的とした佐賀マイスター制度において認定された高度に熟練された技能者。

※ハローワーク特区

国の出先機関原則廃止に向けて、試行的に全国 2 か所（埼玉県、佐賀県）でハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管の可能性の検証を行うもの。第 6 次地方分権一括法の施行（平成 28 年 8 月）に伴い、特区制度は終了し、雇用対策における国・地方の連携強化を図る新たな制度へ移行。

※雇用対策協定

第 6 次地方分権一括法の施行（平成 28 年 8 月）に伴い、雇用対策における国・地方の連携強化を図る新たな制度が創設。制度の柱の 1 つとして、国と地方公共団体の連携を強化するための雇用対策協定が法制化。



## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ② 園芸農業における革新的技術の開発・普及

【統括責任課】園芸課      【関係課】流通・通商課、農業技術防除センター、上場営農センター、農業試験研究センター、果樹試験場、農林事務所（農業改良普及センター）

#### 【課題・対応】

景気回復の遅れ等による農産物価格の低迷や生産資材価格の高騰等による生産コストの上昇などにより、園芸農業の収益性は低下傾向にある中で、本県の園芸農業が魅力ある産業として持続的に発展していくためには、革新的技術の導入等による収量・品質の飛躍的向上や、省エネ・省力化技術の普及などにより、収益性の高い園芸農業を確立していく必要があります。

#### 【取組方針】

- 施設園芸の統合環境制御システム<sup>(※)</sup>等の開発・普及を図ります。
- 果樹根域制限栽培システムの低廉化やシステムの普及を図ります。
- 省エネ・省力化技術の普及を図ります。
- 果樹の優良品種への改植や改植に伴う園地基盤整備、流動化による園地集積を図ります。

#### 〔主な具体的取組〕

- ・佐賀県の気候等に適合するいちごの統合環境制御システム<sup>(※)</sup>の開発・普及
- ・きゅうり・ハウスみかんなど現地圃場での統合環境制御技術の実証・普及
- ・果樹根域制限栽培システム<sup>(※)</sup>の低廉化技術の開発
- ・露地みかん、なし、ぶどうなど現地圃場での果樹根域制限栽培システムの実証・普及
- ・事業等を活用した省エネ・省力化機械・装置の導入・普及
- ・果樹の優良品種への改植や改植に伴う園地基盤整備、流動化による園地集積

#### 【指標】

- いちごの10アール当たりの収量について、平成30年度までに4,500kg/10aとすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
いちごの10アール当たり収量	kg/10a	3,955	4,200	4,300	4,400	4,500

園芸課調べ

- 高品質みかん「さが美人」<sup>(※)</sup>等の生産割合について、平成30年度までに33%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
高品質みかん「さが美人」等の生産割合	%	23	30	31	32	33

園芸課調べ

※施設園芸の統合環境制御システム

植物の光合成などに最適なハウス内環境にするため、ハウス内の温度や日射量、炭酸ガス濃度などを測定し、暖房機や、換気扇、遮光装置などを統合的に自動制御するシステム。

※果樹根域制限栽培システム

不織布や防根シートで制限された培地に樹を植栽することで、養水分吸収を適正範囲に制御しながら品質向上を図る栽培方法。

※高品質みかん「さが美人」

シートマルチ栽培されたみかんを光センサー選果機で選別し、糖度については、10月は11度以上、11月は12度以上、12月以降は13度以上、クエン酸については、出荷期間を通じて1%以下といった基準をクリアした、JAさが県下統一ブランドみかんの名称。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ③ 佐賀牛の生産基盤の強化と輸出の促進

【統括責任課】 畜産課      【関係課】 流通・通商課

#### 【課題・対応】

本県は国内外から高い評価を受けるブランド牛「佐賀牛」の産地となっています。しかしながら、肉用牛生産の基礎となる肥育素牛の自給率は22.9%とその多くを県外に依存しています。また、配合飼料価格の高止まりや肥育素牛価格の高騰により、肥育牛経営は大変厳しい状況です。さらに、高齢化や人口減少に伴い国内市場が縮小傾向にある中、海外市場への販路拡大と販売促進が必要となっています。

#### 【取組方針】

- 県産肥育素牛の生産拡大により、県内自給率の向上を図ります。
- 新技術導入等により、肥育牛の生産コスト低減を図ります。
- 輸出促進を図るための機運醸成、輸出環境の整備、事業者への支援の強化を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・繁殖農家の規模拡大や肥育農家の一貫経営への取組の推進
- ・キャトルステーション<sup>(※)</sup>やブリーディングステーション<sup>(※)</sup>の整備推進
- ・佐賀牛の短期生産技術の確立・普及
- ・海外での販路開拓・拡大と輸出対応型の食肉処理施設の整備

#### 【指標】

- 肥育素牛の県内自給率について、平成30年度までに26%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
肥育素牛の県内自給率	%	22.9	23.5	24.0	25.0	26.0

畜産課調べ

- 牛肉の出荷頭数に占める輸出頭数の割合について、平成30年度までに7.0%とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
牛肉の出荷頭数に占める輸出頭数の割合	%	4.5	5.1	5.7	6.3	7.0

流通・通商課調べ

#### ※キャトルステーション

農協等が繁殖農家で生産された子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を一括して育てるための施設。

#### ※ブリーディングステーション

受胎率向上を図るため農協等が繁殖雌牛を預かり、人工授精、妊娠確認後農家へ返すための施設。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

---

### ④ 日本一の“水田フル活用”の推進

【統括責任課】農産課      【関係課】流通・通商課、園芸課、畜産課、生産者支援課、農山漁村課、農地整備課

---

#### 【課題・対応】

佐賀県の水田農業は、米、麦、大豆を組み合わせた生産性の高い農業を展開しており、水稲は全国トップクラスの低コスト生産を実現し、また、水田の耕地利用率は日本一を継続しています。このような中、国では、平成 30 年産を目途に行政による米の生産数量目標の配分をなくすことなどを主な内容とする米政策の見直しを決定されたところですが、今後、どのようにして米の需給調整を進めていくのかなど、生産者の不安に適切に対応していく必要があります。また、今後とも米需要の減少傾向が続くことが見込まれる中、米価水準は低下しており、米に麦や大豆、露地野菜等を組み合わせた生産による農家所得の確保、中山間地域を中心とする耕作放棄地の拡大防止を進めていく必要があります。

#### 【取組方針】

- 地域の特色を活かし、需要に応じた多彩な作物の生産拡大を図ります。
- 水田農業を担う農業経営体の育成を推進します。
- 生産性向上に向けた生産基盤の整備を進めます。
- 低コスト生産に向けた新技術の導入を図ります。

#### [主な具体的取組]

##### 《地域の特色を活かした多彩な作物の生産拡大》

- ・市町、農業団体等と連携し、地域の実情に応じた水田フル活用ビジョンの作成・推進
- ・農業所得の向上に向けて、米・麦・大豆に加え露地野菜などの新たな作物の生産拡大
- ・酒米、飼料用米、加工用米、WCS（稲発酵粗飼料）用稲等の需要に応じた生産

##### 《水田農業を担う農業経営体の育成》

- ・集落営農組織の経営発展や法人化等の推進
- ・大規模農家や集落営農組織等への農地の集積・集約
- ・中山間地域における多様な担い手の確保・育成

##### 《生産性向上に向けた生産基盤の再編・整備》

- ・暗渠排水の整備や農業水利施設の整備・補修の推進
- ・共同乾燥調製施設の再編整備の推進
- ・農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約や耕作放棄地の再生利用の推進

##### 《低コスト生産に向けた新技術の導入》

- ・営農用機械の共同利用や、水稲の短期苗育苗・直播栽培、大豆の不耕起播種栽培、麦の一工程播種などの革新的技術の導入

【指標】

- 水田の耕地利用率の全国順位について、1位を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
水田の耕地利用率 (作付延べ面積/水田面積)	全国 順位	1 (H25)	1 (H26)	1 (H27)	1 (H28)	1 (H29)	

農林水産省調べ（耕地及び作付面積統計）

- 担い手への農地集積の割合について、平成30年度までに73.8%を増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
担い手への農地集積率	%	67.8 (H25)	70.2	71.4	72.6	73.8	

農産課調べ

- 水稲の10アール当たり生産費<sup>(※)</sup>について、平成30年度までに府県順位で少ない順から3位とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
水稲の10アール当たり生産費	府県 順位	5 (H25)	5 (H26)	4 (H27)	4 (H28)	3 (H29)	

農林水産省調べ（米生産費調査）

- 法人組織に移行する集落営農組織数について、平成30年度までに244組織を増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
法人組織に移行する集落 営農組織数	組織	—	(現状) 62	134	194	244	

農産課調べ

※水稲の10アール当たり生産費

水稲を水田10アールで生産するのに要する経費。ここでは、物財費と労働費から副産物価額を差し引いた副産物価額差引生産費（支払地代、自作地地代等を含まない。）を用いている。

〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

⑤ “農の夢” 応援プロジェクト

【統括責任課】農産課 【関係課】園芸課、農業大学校、生産者支援課、流通・通商課、農業技術防除センター、各農林事務所（農政課・農業改良普及センター）、各試験研究機関

【課題・対応】

担い手農家の減少により産地規模が縮小する中で、佐賀県農業の将来を切り拓くためには、担い手が意欲的に経営発展に取り組める環境整備が必要です。また、農業の内外からやる気のある人材を呼び込み、地域農業の担い手として育成する必要があります。

【取組方針】

- 意欲的な農業者に対して、先進的な生産技術や経営感覚を磨くための総合的なスキルアップを推進します。
- 地域の農業を支え雇用を生み出す、雇用型経営体<sup>(※)</sup>を育成します。

[主な具体的取組]

〈農業者のスキルアップの推進〉

- ・全国レベルで活躍する著名な講師を招いた先進的な目的別研修（スキルアップ研修）及び個別指導の実施

〈雇用型経営体の育成〉

- ・地域が主体となったトレーニングファーム<sup>\*</sup>のモデル整備支援
- ・農業改良普及センターなどによる就農計画策定等の濃密指導の実施
- ・市町・JA と一体となった就農用ハウスの整備支援

【指標】

- スキルアップ研修の修了者について、平成 27 年度は 10 人、平成 28 年度からは毎年 20 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
スキルアップ研修修了者	人	—	10	20	20	20

農産課調べ

- モデル的なトレーニングファームを整備する地区について、平成 28 年度以降、毎年 1 地区増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
モデル的なトレーニングファームを整備する地区	地区	—	—	1	1	1

農産課調べ

- 雇用型経営体について、平成 30 年度までに新たに 3 経営体育成することを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
新たに育成する雇用型経営体	経営体	—	—	—	—	3	

農産課調べ

※雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体又は雇用を入れた農業経営を目指す経営体。

※トレーニングファーム

市町や JA、生産部会など地域が主体となって、就農希望者の募集から研修、就農まで一体的に支援する担い手育成システム。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑥ イノシシなどの有害鳥獣対策の推進

【統括責任課】生産者支援課      【関係課】農産課、園芸課、畜産課、水産課、  
有明海再生・自然環境課、都市計画課、  
循環型社会推進課

#### 【課題・対応】

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害額は、近年は減少しているものの年間約 2 億円（H25）となっており、依然として中山間地域を中心に農業生産に大きな影響を及ぼしています。

特にイノシシによる被害は、被害全体の半分を占めており、地域がまとまって「棲み分け対策」や「侵入防止対策」、「捕獲対策」をバランス良く進めていく必要があります。

また、アライグマなどの中型哺乳類やサルの生息域が拡大していることから、「捕獲対策」等を進めていく必要があります。

あわせて、捕獲鳥獣については、有用な地域資源という観点から有効に生かしていく必要があります。

カラスによる被害は、農作物被害だけでなく、佐賀城公園周辺等での生息羽数の増加により、市街地での糞害等の生活被害も発生しています。

カモによる被害は、ノリに被害が出ていると見込まれるので、被害状況の把握や対策を検討していく必要があります。

#### 【取組方針】

- 有害鳥獣の種類や特性に応じた対策を推進します。
- 集落や生産部会など、地域ぐるみの取組を推進します。
- 県と市町や農業団体、猟友会等が連携・協力して対策を推進します。

#### [主な具体的取組]

##### 《イノシシ》

- ・ 集落周辺のエサ場の除去等の集落環境整備の推進
- ・ 集落や生産部会の単位等での、ワイヤーメッシュ柵等の整備の支援
- ・ ワイヤーメッシュ柵等の適切な設置と維持管理の推進
- ・ イノシシの有害捕獲への支援や、箱ワナやくくりワナの整備等の支援
- ・ 有害捕獲従事者の確保と捕獲技術の向上の推進
- ・ 捕獲鳥獣の有効活用の推進

##### 《アライグマ》

- ・ 中型哺乳類の農地への侵入を防ぐ電気柵の整備等の支援
- ・ 農業者が狩猟免許を所持せずに捕獲できる特例の活用の推進
- ・ アライグマの捕獲への支援や、小型箱ワナなどの整備等の支援

##### 《サル》

- ・ サルの群れの位置把握と住民への情報提供や、関係市町の連携の推進
- ・ 農地への侵入を防ぐ電気柵の整備等の支援
- ・ ICT<sup>(※)</sup>を活用した大型箱ワナなどによる捕獲の支援

##### 《カラス》

- ・ 果樹園等への侵入を防ぐ防鳥ネットの整備等の支援
- ・ 銃器や市街地等での大型箱ワナによる捕獲の支援



- ・佐賀城公園周辺等におけるカラスの生活被害対策の検討・実施
- ・ごみ置き場におけるカラス対策の市町への技術的支援

《カモ》

- ・カモによるノリの被害状況把握
- ・海上におけるカモ被害対策の検討、狩猟を中心にカモの銃器による捕獲の継続

《対策の推進》

- ・県段階や地域段階で、関係機関・団体が連携した有害鳥獣対策の推進
- ・各地域で有害鳥獣対策を推進する「鳥獣被害対策指導員」の育成
- ・有害鳥獣対策研修会の開催や、被害対策の新技术等を展示する重点集落の設置
- ・福岡県や長崎県との合同研修会の開催など、県間連携の推進

【指標】

- 有害鳥獣による農作物被害額について、平成 30 年度までに 1.5 億円に減らすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
有害鳥獣による農作物被害額	億円	2.0 (H25)	1.9	1.8	1.7	1.5	

生産者支援課調べ

※ICT

情報・通信に関する技術の総称、この場合は、大型箱ワナの入り口にセンサーを付け、設定した頭数のサルが入ったことをカウントした時点で入り口が閉じてサルを捕獲する技術。捕獲と同時に携帯電話等にメールで連絡が来る仕様もある。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑦ 森林資源のフル活用の推進

【統括責任課】 林業課      【関係課】 森林整備課

#### 【課題・対応】

伐採・搬出コストや植林コストなどが高いことから、「植林→保育→主伐（収穫）→植林」のサイクルが円滑に進んでいない状況です。森林資源を循環的に利用していくためには、県産木材の需要拡大を更に進めていく必要があります。

#### 【取組方針】

- 県産木材の計画的な生産・流通システムづくりを支援します。
- 民間住宅等への県産木材の利用拡大を推進します。

#### [主な具体的取組]

##### 〈計画的な生産・流通システムづくり〉

- ・ 主伐から植林までの一貫作業システムの導入に対する支援
- ・ 主伐後の再造林や低質材の搬出に対する支援
- ・ 実需者との直取引ルート構築に対する支援

##### 〈県産木材の利用拡大〉

- ・ 「佐賀県産木材」地産地消の応援団<sup>(※)</sup>に対する木造住宅コンクールの開催
- ・ 民間住宅や公共的施設等の木造化に対する支援

#### 【指標】

- 主伐等において低コスト生産体制づくりに取り組む林業事業体数（累計）について、平成 30 年度までに 10 事業体とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
主伐等において低コスト生産体制づくりに取り組む林業事業体数	事業体	-	2	6	10	10

林業課調べ

- 「佐賀県産木材」地産地消の応援団のうち大工・工務店の登録数について、平成 30 年度までに 70 社とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
「佐賀県産木材」地産地消の応援団のうち大工・工務店の登録数	社	23	30	45	60	70

林業課調べ

※「佐賀県産木材」地産地消の応援団

県内の丸太生産者や製材工場、家具・建具製造工場、木材店、大工・工務店、建築士、企業等から成り、県産木材の積極的な PR や需要拡大を進める団体。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑧ 漁場環境改善対策の推進

【統括責任課】水産課 【関係課】玄海水産振興センター、有明水産振興センター、有明海再生・自然環境課

#### 【課題・対応】

玄海地域では、生産力の低下や近年の温暖化に伴い、増加傾向となっている南方系のウニ類（ガンガゼ）による藻場の食害等により漁場の機能が低下しており、天然藻場の回復に向けた取組が求められています。

有明海地域では、珪藻赤潮<sup>(※)</sup>によるノリ養殖の色落ち被害や貧酸素水塊<sup>(※)</sup>による貝類資源の大量斃死が発生する中で、ノリ養殖の色落ちの軽減や貝類資源の回復につながるような漁場環境改善の取組が求められています。

#### 【取組方針】

- 玄海地域では、藻場の保全や機能向上を図ります。
- 有明海地域では、有明海特産貝類を対象として、増殖場の造成技術の開発や、漁場の造成を推進します。

#### [主な具体的取組]

- ・天然藻場回復マニュアルの普及・実施
- ・漁場機能回復のための増殖礁の設置
- ・アゲマキの増殖場造成技術の開発
- ・サルボウの資源管理マニュアルに基づく指導による生産の安定向上

#### 【指標】

- 玄海における磯根資源（ウニ、アワビ、サザエ）の漁獲量について、平成 30 年度までに 250 トンとすることを目指します。（暦年）

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
玄海における磯根資源（ウニ、アワビ、サザエ）の漁獲量（暦年）	トン	211	232	238	244	250

水産課調べ

- 有明海におけるノリ養殖生産額の全国順位について、平成 30 年度まで 1 位を維持することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ノリ養殖生産額	全国順位	1	1	1	1	1

全国漁連のり事業推進協議会調べ

- 有明海における貝類の漁獲量について、平成 30 年度までに 4,000 トンとすることを目指します。  
(暦年)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
有明海における貝類の漁獲量 (暦年)	トン	1,775	2,920	3,280	3,640	4,000

水産課調べ

※赤潮

海域で微小な生物（主に植物プランクトン）が異常に増殖することによって、海が着色する現象。

※貧酸素水塊（ひんさんすすいかい）

魚類や二枚貝などの水産生物が生存できないくらいに、海水中の酸素濃度が低下した水塊のこと。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑨ 佐賀の成長をリードする企業誘致の推進

【統括責任課】企業立地課

#### 【課題・対応】

本県の強みである「人財」「自然災害の少なさ」「交通アクセス」等を前面に打ち出した誘致活動を展開することにより、目標を上回る状況で企業の立地が進んでいますが、高校生や大学生等の若者の雇用の受け皿が十分でないことなどから、若者の多くが県外に流出しています。そのため、若者の雇用の受け皿となる企業誘致を推進する必要があります。

#### 【取組方針】

○ 若者の雇用の受け皿を確保するため、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の地元就職やUJIターンを誘引するような、本県の成長をリードする企業を誘致します。

#### [主な具体的取組]

- ・本県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野（コスメティック構想や6次産業）、経済波及効果の高い産業分野などの企業誘致
- ・外資系企業の誘致
- ・本社機能の移転やITなどの事務系企業の誘致
- ・本県の強み等の計画的・戦略的な情報発信

#### 【指標】

○ 企業誘致による正社員雇用について、毎年度600人創出することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
企業誘致による正社員雇用の創出数	人	312	600	600	600	600

企業立地課調べ

○ 企業誘致数について、毎年、15件、平成30年度までに60件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
誘致した企業の件数	件	12	15	15	15	15

企業立地課調べ

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑩ 美と健康のコスメティック産業の集積 ～コスメティック構想の推進～

【統括責任課】コスメティック構想推進室

【関係課】企業立地課

#### 【課題・対応】

コスメ産業の集積等を目指すコスメティック構想<sup>(※)</sup>においては、構想を推進する中核組織「ジャパン・コスメティックセンター(JCC)<sup>(※)</sup>」の会員企業の増加やフランスのコスメティックバレー(CV)<sup>(※)</sup>との友好関係の進展に伴い、ビジネスの加速化が求められており、具体的な成約実績を重ねていくことが必要です。また、県内の豊富な地産素材を活用した天然由来成分の原料化や化粧品化、産学官連携での研究開発に継続的に取り組む必要があります。

#### 【取組方針】

- 「アジアのコスメティックの拠点」・「環境整備」の実現に向け、ビジネス交流・支援事業等に取り組みます。
- 「天然由来原料の供給地」の実現に向け、地域資源活用事業、産学連携支援事業等に取り組みます。
- 「コスメティック関連産業の集積」の実現に向け、企業等立地促進事業等に取り組みます。

#### 【主な具体的取組】

- ・フランスのコスメティックバレー(CV)<sup>(※)</sup>をはじめとする協力連携協定を締結した化粧品団体との商談会の実施、展示会の相互出展
- ・JCC 会員企業同士のマッチングの場を設けるなどの JCC の取組支援
- ・天然由来原料の探求・開発における産学官連携の研究開発
- ・コスメティック関連企業等の立地促進

#### 【指標】

- ジャパン・コスメティックセンター(JCC) 会員企業のビジネス取引(輸出入、JCC 会員企業間取引、原料取引(契約栽培))について、平成30年度までに35件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
JCC 会員企業のビジネス取引(累計)	件	1	5	15	25	35

コスメティック構想推進室調べ

- コスメティック関連企業等の立地(製造業、物流業に加えて、「営業所・支店」「倉庫」「教育機関」「ラボ」等の開設など)について、平成30年度までに7件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
コスメティック関連企業等の立地(累計)	件	0	1	5	6	7

コスメティック構想推進室調べ

※コスメティック構想

フランスのコスメティックバレー（CV）と唐津市との協力連携協定（H25.4.12）を契機に、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積し、コスメティックに関連する天然由来原料の供給地となることを目標としている。中長期的にはアジアのコスメティック産業の拠点となることを目指している。

※ジャパン・コスメティックセンター（JCC）

コスメティック構想を推進する産学官の連携組織。平成 25 年 11 月設立。事務局は唐津市にある。会員企業数は設立 1 年目で 100 社を超えた。

※コスメティックバレー（CV）

世界最大級の化粧品関連産業集積地。フランス中部シャルトルを中心とした半径約 150 km 圏内に約 800 の企業、7 つの大学、約 200 の研究機関などが立地している。1994 年設立。事務局はシャルトルにある。会員企業数は約 320 社。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑪ 県内企業の新技術開発・新分野進出の促進

【統括責任課】産業企画課      【関係課】ものづくり産業課、経営支援課

#### 【課題・対応】

本県は、全国平均と比べて中小企業が占めるウエイトが大きく、将来に渡る持続的な成長・発展を遂げるには、中小企業による新たな製品や技術、サービス、ビジネスモデルの創出などイノベーションへの機運を醸成し、その実現を支援していく必要があります。

具体的には、産業技術総合研究所九州センターや九州シンクロトン光研究センターなど全国水準の研究機関が立地しており、その利活用を通じ、新製品・新技術開発につなげていく必要があります。

また、下請中小企業は国内市場の縮小や発注側の海外移転等に直面しており、独創的な技術や製品等を開発・確立し、サプライチェーン<sup>(※)</sup>における「オンリーワン」を目指すことが重要です。

さらに、全国トップクラスの経営革新計画<sup>(※)</sup>承認件数や制度発祥の地であるトライアル発注など新事業展開への機運は高いことから、その確実な成果へ向け、一層の「磨き上げ」が必要です。

あわせて、「データ」や「デザイン」を用いていかに賢く、上手く生産・販売していくのが問われる昨今、ICTやクリエイティブ<sup>(※)</sup>といった知識産業を地域のB to B<sup>(※)</sup>ビジネスとして定着させていくことが必要です。

また、県内企業がこれからも継続、発展していくためには、AI・IoT<sup>(※)</sup>等を活用し、生産性の向上・経営力向上や新たなサービス等の創出に向けた取組が必要です。

加えて、IT・クリエイティブ<sup>(※)</sup>産業の振興を通して、若年層に魅力的かつ多様な就業機会が提供され、県内での就業に繋げていくことが必要です。

#### 【取組方針】

- 公設試等の研究環境を整備するとともに、金融機関と連携しつつ、大学や産業技術総合研究所九州センター、公設試など知的基盤との産学官金連携<sup>(※)</sup>への支援に努めます。
- 発注企業が求める高いレベルのニーズ（コスト、品質、短納期）に対応できるよう、企業間連携による技術開発・製品開発などを支援します。
- 地域産業支援センターの機能の検証・強化に取り組み、各支援機関と連携して中小企業の様々な経営課題に対し、共同研究や技術指導、販路開拓など総合的な支援を実施します。
- 経営革新やトライアル発注といった本県の優位性を活かし、イノベーションを後押しするとともに、この中でもとりわけ意欲や独創性のある企業に対しては「ビジネスモデルをデザインする」といった視点から事業計画のブラッシュアップや販路開拓の重点支援に取り組みます。
- 「データ」や「デザイン」の観点から、ITベンダーやクリエイターが県内企業の経営課題の解決を支援することで、産業・業種横断的に付加価値や生産性の向上を図り、持続可能なB to B市場が創出されるよう、潜在需要の掘り起しや課題解決への取組を支援します。
- AI・IoT等を活用して、県内産業の生産性向上・経営力向上や新たなサービス等の創出を図るため、チャレンジする担い手の支援及びAI・IoT等を活用した新たなサービス等の創出に向けた支援を行います。
- IT・クリエイティブ関係の人材・企業について、相互の連携と競争の下、「ビジネスの高度化（縦への展開）」「他地域への応用（横への展開）」を進め、関連産業の飛躍と若者・女性への魅力的な就業機会創出を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・産学官金連携等による研究開発支援の実施



- ・九州シンクロトロン光研究センターの利活用促進
- ・企業間連携による技術開発・製品開発などの支援
- ・工業技術センター及び地域産業支援センターが一体となった総合支援の推進
- ・経営革新による製品・サービスやビジネスモデルについてのイノベーションの支援・促進
- ・トライアル発注事業及び首都圏商談会等による販路開拓支援
- ・データ&デザイン新市場創出事業による課題解決支援及びこれらを通じたデータサイエンス<sup>(※)</sup>及びクリエイティブのB to B市場創出
- ・産業スマート化センター（仮称）を設置し、チャレンジする担い手の育成等への支援
- ・実証フィールドを提供することによる新たなサービス等の創出に向けた支援
- ・IT・クリエイティブ関係の人材・企業への支援

【指標】

- 産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、平成30年度までに66件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	16	16	16	17	17

ものづくり産業課調べ

- PR効果の高い4大都市圏で開催される来場者1万人以上の企業展に新規出展する企業について、平成30年度までに15社（累計）育成することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
4大都市圏で開催される企業展に新規出展する企業数	件	13	2	3	5	5

ものづくり産業課調べ

- 経営革新計画の承認件数について、平成28年度までに年間77件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
経営革新計画の承認件数	件	75	76	77	—	—

中小企業庁調べ

- 経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画<sup>(※)</sup>の認定件数について、平成30年度までに年間150件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画の認定件数	件	130 (H28)	—	—	130	150

中小企業庁調べ

- データやデザインを用いた経営課題の解決件数について、平成 28 年度まで毎年度 50 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
データやデザインを用いた経営課題の解決件数	件	50	50	50	—	—

産業企画課調べ

- 佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数について、平成 30 年度までに 20 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数 (累計)	件	—	—	0	8	20

産業企画課調べ

※サプライチェーン

「供給の連鎖」の意味で、一般的には製品等を製造・販売するまでの一連の流れのこと。

※経営革新計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

※IoT (「モノのインターネット」)

あらゆる「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することで、新たな付加価値を生み出すこと。

※経営力向上計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社(本業部分)の経営力を向上するための事業計画を分野別の主務大臣に申請し、認定を受けることで、税制や金融の支援を受けられるもの。(申請書様式が 2 枚と簡便である)

※クリエイティブ

デザイン、ライティング、WEB アプリ・コンテンツ制作、動画制作など、いわゆるクリエイターと呼ばれる人々の創造性や技能・技術が価値を生み、文化を形成していくような産業分野のこと。

※B to B

B to C (企業対消費者) 市場に対するもので、企業間取引市場のこと。

※産学官金連携

産業界、学術研究機関、行政、金融機関の連携体制の構築・推進のこと。

※データサイエンス

数学、統計学、情報工学などの手段で、データを用いて現象の説明や解決策の提示を行うアプローチのこと。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑫ 起業・スタートアップの促進

【統括責任課】産業企画課      【関係課】経営支援課

#### 【課題・対応】

本県の開業率は全国平均並みですが、昨今、コワーキング<sup>(※)</sup>やファブラボ<sup>(※)</sup>などの施設やクリエイター等によるコミュニティなどスタートアップ<sup>(※)</sup>に関連した「場」が充実しつつあります。しかし、士業やコンサルなど起業・創業を支える人材の厚みや資金調達などの環境面は、都市部と比べると十分ではありません。

今後、起業・創業の促進やこれらを通じた地域産業の活性化を図るには、充実しつつある「場」を活かし、将来性あるシードへの「機会」を創出するとともに、学生・若者や女性、シニアなども含めた県民各層が起業・創業に取り組みやすい環境整備をすることが必要であり、そうした県民各層を巻き込んだ「スタートアップ」への機運醸成を通じて裾野を広げていくことが必要です。

#### 【取組方針】

- 地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベート<sup>(※)</sup>スペース「さがラボ」として機能するよう、機会の創出と場の形成、支援人材等の育成・活動支援に取り組んでいきます。
- 起業やイノベーションに取り組む企業や個人に対し、その「発掘」と「育成」に向けた仕組みづくりや場づくりに取り組みます。あわせて、資金調達や販路開拓、ビジネスパートナーとのマッチング等といった「機会」の多様化・充実を図ります。
- 県内各地のスタートアップをテーマとした多様なコミュニティの形成を促し、支援するとともに、地元経営者や士業・コンサルタント、商工団体経営者等を念頭に、起業・創業をサポートする人材の掘り起しと活動支援に取り組みます。
- 開業数が多い商業・サービス業分野で、新規出店などに取り組む女性や若者など意欲ある地域商業の担い手を支援することで、商業活性化と起業・創業の裾野の拡大につなげます。

#### [主な具体的取組]

- ・全国公募のビジネスプランコンテストを通じた有望なシードの発掘と機会の創出
- ・民間の施設やコミュニティ等との協働によるセミナー・イベント等を通じた相互の連携強化と機運の醸成
- ・起業経験者・経営者、士業・コンサルタント、商工団体関係者等を対象とした支援人材の公募と活用
- ・地域産業支援センター及びベンチャー交流ネットワークを通じた創業相談・支援
- ・EC（ネット通販）を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援

【指標】

- 県や支援機関が支援した創業件数について、平成 30 年度までに年間 150 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県や支援機関が支援した創業件数	件	99	115	130	150	150

佐賀県創業支援ネットワーク調べ

※コワーキング

フリーランスやノマドワーカー、クリエイター、起業家・起業志望者やその支援者などが共有して作業できるオフィスのこと。一般的にはオープンスペース形態で、時間料金制などを行っている。

※ファブラボ

3D プリンタ、3D スキャナやカッティングマシンなどものづくりのデジタル革命を主導する機器を備え、市民が自由に利用できる工房のこと。Maker Movement（デジタル技術とネットワークの進化によって、従来のように一定規模以上の設備等をもった企業や事業者などだけでなく、様々な人々がものづくりや創作活動に従事することが可能になること）などの社会経済トレンドの発信地となってきた。

※スタートアップ

起業・創業を指す言葉として昨今、しばしば使われるが、ここでは、起業はもちろんのこと、より幅広く「新しい、創造的で独創的な事業活動などに取り組む」という意味合いで用いている。

※ インキュベート

起業や創業などを志す者を入居させ、支援する施設で、一般的には安価なオフィススペースなどの提供、マネージャー等による相談・助言なども行われている施設。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑬ 6次産業化や機能性・健康食品産業の振興

【統括責任課】農政企画課 【関係課】流通・通商課、ものづくり産業課、水産課

#### 【課題・対応】

これまでの県内における6次産業化<sup>(※)</sup>の取組においては、ビジネスにつながっている事例が少ない状況です。本県の豊富な地域資源を活かし、付加価値を高める6次産業化を進めるためには、「マーケットイン」<sup>(※)</sup>の視点による商品開発や経営基盤の強化が課題であり、2次産業（加工分野）や3次産業（流通・販売分野）の企業が持っている加工技術や販路、経営力などを取り込みながら6次産業化を推進していく必要があります。

また、機能性・健康食品<sup>(※)</sup>産業においては、産学官金連携<sup>(※)</sup>などによる基礎研究や商品開発を行い、事業化につなげていくことが必要です。

#### 【取組方針】

- 佐賀6次産業化サポートセンターを中心とした1次産業（農林漁業者等）等の6次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。
- 1次産業（農林漁業者等）と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ2次産業（加工分野）や3次産業（流通・販売分野）の企業との連携を推進するとともに、企業側からの6次産業化を支援します。
- 市場の拡大が見込まれる健康関連分野においては、本県の豊富な農林水産物資源等を活用した高い付加価値を持つ機能性・健康食品の開発について、さが機能性・健康食品開発拠点を中心に集中して支援を行うとともに同拠点の機能強化を図ります。

#### 【主な具体的取組】

- ・6次産業化サポートセンターを中心とした6次産業化の推進（相談、研修会、プランナー派遣等）
- ・農林漁業における経営の多角化や2次・3次事業者が行う6次産業化の取組に対する支援
- ・さが機能性・健康食品開発拠点の機能強化及びコーディネーター等による支援
- ・未利用資源<sup>(※)</sup>等についての活用策の検討

#### 【指標】

- 6次産業化や機能性・健康食品の事業化について、平成30年度までに毎年前年比で10%増やし、22件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
6次産業化や機能性・健康食品事業化件数	件	15	16	18	20	22

農政企画課、ものづくり産業課調べ

- 総合化事業計画<sup>(※)</sup>の認定件数について、平成30年度までに62件(累計)とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
総合化事業計画認定件数 (累計)	件	18	25	35	48	62

農林水産省調べ(農林業センサス)

※6次産業化

農林漁業者(第1次産業)自らが、地域の農水産物を用いて、加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)まで行うもの。これにより農林漁業者の所得向上と地域活性化が期待されている。

※マーケットイン

顧客のニーズを重視し、その立場や視点に立って商品の企画・開発を行い、生産・販売していくこと。対義語はプロダクトアウト。

※機能性・健康食品

「機能性食品」とは、食品中に微量に含まれる疾病予防や老化防止などに役立つ成分を抽出し、摂取しやすくしたもの。また、「健康食品」とは、健康増進に役立つ食品のこと。

※産学官金連携

産業界、学術研究機関、行政、金融機関の連携体制の構築・推進のこと。

※未利用資源

利用用途がない、採算が合わないなどの理由でこれまで十分に活用されなかったり、廃棄等されてきたりしたものを指しており、特にここでは農林水産業由来の未利用作物や未利用魚などを意味します。

※総合化事業計画

6次産業化・地産地消法に基づく制度で、農林漁業者等が自ら生産した農林水産物やその生産に伴う副産物を用いた商品の加工・製造、消費者又は事業者への直接販売に進出することで付加価値を向上させ、農林漁業経営の改善を図る取組。各地の農政局を窓口申請を受け付けており、認定されればプランナーによる相談・助言や融資・補助などの資金的支援、設備整備の手続の簡素化などのメリットが受けられる。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

---

### ⑭ 有田焼のリブランディング～有田焼創業400年事業～

【総括責任課】肥前さが幕末維新博事務局      【関係課】経営支援課、都市計画課

---

#### 【課題・対応】

本県を代表する伝統的地場産業である伊万里・有田焼は、生活様式の変化、長引く消費の低迷、低価格輸入品の影響などにより、伊万里・有田焼の売上高はピーク時（平成3年249億円）の約2割（平成25年42.5億円）まで落ち込んでいます。

伝統的地場産業の産地が衰退することは、長年かけて築き上げてきた優れた地域資源（技術、人材、市場、情報や人脈等）を失い、地域の活力そのものを失うことになるため、産地の活性化が必要です。

中でも、有田焼は2016年に創業400年を迎えますが、伊万里・有田焼産地の次の100年に向けた新たな発展をより確かなものにするための取組が必要です。

あわせて、伊万里・有田焼産地には、世界に誇れる資源があるため、国内外から多くの人々が訪れたいくなるような空間づくりや仕組みづくりが必要です。

#### 【取組方針】

- 有田焼創業400年（2016年）を機に、伊万里・有田焼の伝統を次世代に引き継ぐとともに、次の100年に向けた新たな発展につなげていくため、国内外でのブランディングと市場開拓に重点を置いた、有田焼創業400年事業に取り組みます。
- 地域や市町と連携し、国内外から多くの人々が訪れたいくなるような空間づくりなどに取り組みます。
- 地域のシンボルである建造物や美しい地区をはじめとした個性ある町の姿が次世代に継承されるよう、地域や市町との連携のもと、歴史・文化等を継承したまちなみづくりや地域の景観資源を保全活用する取組を推進します。

#### 〔主な具体的取組〕

- ・欧州国際見本市等への出展や高級レストランでのPR
- ・「食」に関わる関係者や団体等との連携による食器の開発
- ・既存商品のブラッシュアップや見せ方・売り方の工夫による新たな価値の創造
- ・世界のトップデザイナーと伊万里・有田焼生産者による新しいブランド開発
- ・世界のクリエイターが集積する「プラットフォーム」の形成
- ・全国の伝統的工芸品産地との協働によるコラボ作品のデザイン・商品化
- ・有田窯業大学の佐賀大学（有田キャンパス）への移行
- ・歴史的・学術的価値の再検証
- ・各種媒体を活用した国内外への情報発信
- ・佐賀県遺産制度を活用した景観資源の保全・活用の推進

【指標】

- 伊万里・有田焼産地の売上高について、平成30年までに51.0億円とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
伊万里・有田焼産地の売上高	億円	43.6	47.0	48.3	50.0	51.0

経営支援課調べ

- 伊万里・有田焼産地の輸出額について、平成30年までに3.5億円とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H25年	H27年	H28年	H29年	H30年
伊万里・有田焼産地の輸出額	億円	0.5	1.5	2.0	2.7	3.5

経営支援課調べ（佐賀県貿易白書（一般陶磁器））



## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑮ 新エネルギー関連産業の集積

【統括責任課】新エネルギー産業課

#### 【課題・対応】

再生可能エネルギーの普及に向けては、エネルギー賦存量、産業など本県の地域特性、固定価格買取制度の運用状況、不安定電源という特性等を踏まえ、施策を講じる必要があります。

具体的には、海洋再生可能エネルギー<sup>(※)</sup>については、風況賦存量の豊富な自然条件や国の実証フィールド<sup>(※)</sup>、国内唯一の海洋エネルギーの研究開発機関（佐賀大学海洋エネルギー研究センター）の立地などの社会条件が整った本県の地域特性を活かし、実証フィールド（唐津市加部島沖）及びその周辺海域への、関連事業者の進出を促進させる取組が必要です。

本県は、海に面しており、古くから海洋に関わる漁業、製造業（造船業）、建設業など海洋産業のポテンシャルを有しています。海洋再生可能エネルギー産業の創出により、これらの専門的技術や知見を活かすなど海洋産業の活性化が期待できます。

また、水素・燃料電池関連市場は、国内で2030年に1兆円程度に拡大すると国の試算などもあり、将来性が期待できることから、県内企業の技術の付加価値を高めて同分野への進出を後押しするなどの取組が必要です。本県では、これまでも固体酸化物形燃料電池<sup>(※)</sup>（SOFC）分野や燃料電池自動車（FCV）分野において研究開発や普及に向けた取組を進めてきましたが、特にFCV分野においては、普及に向けた取組が中心で、産業政策としての展開が十分ではありませんでした。そのため、今後は、これまでの取組に加えて、FCV関連分野を中心とする水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出の後押しを推進していく必要があります。

#### 【取組方針】

- 海洋再生可能エネルギーの実証フィールド及びその周辺海域へ関連事業者の進出を促進させ、その地域を中核拠点とし、海洋再生可能エネルギー関連産業の創出、地域活性化を目指します。
- 水素供給インフラの整備やFCV（燃料電池バス、燃料電池フォークリフトなどを含む。）について啓発することで、社会受容性の向上と普及拡大に寄与します。
- 県内企業と試験研究機関等による水素・燃料電池関連分野の個別研究会を組織し、研究開発を推進することで、県内企業の技術の高付加価値化を進め、水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出を後押しします。
- 県内企業の進出が可能な水素・燃料電池分野、研究開発テーマを見出すため、実証研究の誘致に取り組みます。

#### 【主な具体的取組】

- ・実証フィールドの運営管理体制の整備や所要設備の整備促進
- ・大学研究者や事業者に対する実証フィールド及びその周辺海域への誘致PR活動
- ・海洋再生可能エネルギーの実用化に向けた国への提案活動
- ・海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化
- ・海洋再生可能エネルギー関連事業者の県内誘致
- ・海洋再生可能エネルギーの普及啓発
- ・水素供給設備の整備（県内1箇所）
- ・FCVや水素エネルギーの啓発
- ・水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出支援
- ・水素・燃料電池関連分野の実証研究誘致

・水素・燃料電池関連企業の誘致

【指標】

- 実証フィールド及びその周辺海域で実証実験又は発電事業を実施するための具体的な取組を始める事業者数について、平成 30 年度までに 1 者とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指標 1 実証フィールド及びその周辺海域で実証実験又は発電事業の取組を始める事業者数	者	—	(現状) 0	—	—	1

新エネルギー産業課調べ

- 水素・燃料電池関連分野における県内企業と大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数について、平成 30 年度までに 4 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
水素・燃料電池分野における大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数	件	0	—	—	—	4

新エネルギー産業課調べ

- 水素・燃料電池関連分野の実証研究の新規実施件数について、平成 30 年度までに 1 件以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
水素・燃料電池関連分野の実証研究新規実施件数	件	—	(現状) 0	—	—	1

新エネルギー産業課調べ

※海洋再生可能エネルギー

洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差による再生可能な運動エネルギーを利用した発電方式。

※国の実証フィールド

平成 26 年 7 月、国が海洋再生可能エネルギー発電装置の性能や耐久性・安全評価を実海域で実証する海域として、4 県 6 海域を選定。(平成 30 年 1 月末現在、6 県 8 海域が国の実証フィールドに選定)

※ 固体酸化物形燃料電池

発電を行う重要な部材にセラミックスが使われている燃料電池。

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑩ 世界を見据えた県産品の販路拡大

【統括責任課】流通・通商課 【関係課】国際課、畜産課

#### 【課題・対応】

少子・高齢化や人口減少に伴う国内市場の縮小に対応するためには、これまで以上に生産者、事業者等の輸出への取組を促進することが必要です。

具体的には、農産物については、輸出のモデルケースを創出するため、特に、香港などで高い評価を受けており、輸出品目として有望な佐賀牛の輸出促進に引き続き注力して取り組む必要があります。

また、加工食品、日本酒については、事業者の輸出への取組を促進するため、輸出環境の整備や支援の強化に取り組む必要があります。

さらに、海外への県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、新興国の経済成長等に伴うビジネスチャンスの拡大や輸出入自由化（TPP 及び日 EU 経済連携協定）の進展などへの対応が重要となっていますが、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。

このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。

#### 【取組方針】

- 佐賀牛の輸出については、既に商流が構築され、本県ブランドが定着している国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組みます。また、新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパンプランド」での PR 活動に取り組みます。さらに、輸出先国が設定した衛生管理基準等への適合化を図ります。
- 加工食品、日本酒については、事業者の輸出への取組を促進するため、知的財産の保護や、輸出先の国や業者が設定した輸入基準・条件を満たすことができるよう支援するなどして輸出環境を整備し、輸出意欲の高い食品事業者への支援の強化に取り組みます。
- 新たに外部組織を設置し、海外における流通販売の推進体制を強化します。

#### [主な具体的取組]

- ・事業者等への巡回や相談対応
- ・佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化
- ・海外市場開拓調査
- ・産地 PR、海外バイヤー招聘
- ・海外の輸入卸業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- ・国が設ける品目別輸出団体との連携
- ・事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置

**【指標】**

- 主要品目別の輸出量等について、平成 30 年度までに、牛肉は 7.0%、加工食品は 30 社、日本酒は 15 社とすることを目指します。(輸出促進協議会事業等の実施による実績値であり、県で把握可能な数値に限る。)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
牛肉 (出荷頭数に占める 輸出頭数の割合)	%	3.9	5.1	5.7	6.3	7.0
加工食品 (輸出事業者数)	社	18	21	24	27	30
日本酒 (輸出事業者数)	社	7	9	11	13	15

流通・通商課調べ

## 〈政策の柱「4 豊かさ好循環の産業 さが」〉

### ⑰ 情報発信プロジェクト

【統括責任課】 広報広聴課 【関係課】 流通・通商課、観光課

#### 【課題・対応】

佐賀県には全国に誇れる資源・素材があり、地域発で新たな価値を創り出す可能性が高いにもかかわらず、その磨き上げが十分でないものがたくさんあります。そこで、佐賀県の魅力のさらなる磨き上げを行い、将来につながる佐賀県の魅力創出・発信の成功事例を作り出すとともに、情報発信による佐賀県の地域活性を作り出す必要があります。

#### 【取組方針】

- 企業やブランドとのコラボプロジェクト<sup>(※)</sup>によりマーケットイン視点を入れ、佐賀県の本物、本質的に価値ある素材・資源を磨き上げることで、県内外から評価される、“魅力あるプロトタイプ<sup>(※)</sup>”を創出します。
- 創出した“魅力あるプロトタイプ”を、PR 発表会やショップ、メディア等を通じて全国に発信することで、世の中に佐賀県のモノ・コトの魅力に気付いてもらい、佐賀県の魅力への評価を獲得します。
- 佐賀県内に、全国での佐賀県の魅力への評価の声や評価獲得方法をメディア等を通じてフィードバックすることで、佐賀県の地域の魅力を更に磨き上げ、佐賀県の今後の地域活性に寄与します。
- 佐賀県から距離も近く、成長著しい福岡都市圏の活力を取り組むため、福岡都市圏のメディアを通じて佐賀県の良いイメージを浸透させます。

#### 【主な具体的取組】

- ・ コラボプロジェクト等による“魅力あるプロトタイプ”づくり（商品開発、サービス開発など）
- ・ 世の中への“魅力あるプロトタイプ”の発信と評価の獲得（PR イベント、ショップなど）
- ・ メディア等を通じて佐賀県内へのフィードバックによる地域活性への寄与（佐賀県内でのメディア露出、イベント、報告会など）
- ・ 福岡都市圏のメディアを有効に活用した情報発信の強化

#### 【指標】

- コラボプロジェクト等における“魅力あるプロトタイプ”の数について、平成 30 年度まで毎年度 4 個以上作り上げることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
魅力あるプロトタイプの数	個	—	4	4	4	4

広報広聴課調べ

- 佐賀県が取り組んだコラボプロジェクトや創出したプロトタイプ of 広告換算額<sup>(※)</sup>について、平成 30 年度まで毎年度 25 億円とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
佐賀県が取り組んだコラボプロジェクトや創出したプロトタイプ of 広告換算額	億円	21	21	21	21	25

広告換算額調査会社「日本モニター（株）」調べ

- コラボプロジェクトに関わった県内企業の数について、平成 30 年度まで毎年度 60 社とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
コラボプロジェクトに関わった県内企業の数	社	55	60	60	60	60

広報広聴課調べ

- 福岡におけるメディアの取材誘致件数を、平成 28 年度は 70 件、29 年度は 100 件、30 年度は 130 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
在福メディアの取材誘致件数	件	—	—	70	100	130

広報広聴課調べ

※コラボプロジェクト

佐賀県の本物、本質的に価値のある素材・資源を磨き上げるために、世の中の流行やターゲットとなる生活者の市場状況を熟知する企業・ブランド等の外部視点を入れ、コラボレーション（共同開発）していくプロジェクト。

※プロトタイプ

コラボプロジェクト等により生み出された将来的に地域活性につながる最初のモデル。

※広告換算額

広報活動の結果、掲載された記事や映像を広告として出稿した場合の経済的価値に換算したもの。

① 心うるおい人が輝く文化芸術にあふれた日常生活の実現

【統括責任課】文化課 【関係課】まなび課、法務私学課、学校教育課

---

【課題・対応】

佐賀県くらしの実感調査（平成26年度）の結果によると、「多様な文化・歴史にふれることができる環境になっていない」と思う理由として、「文化行事に親しむ時間やゆとりがない」が最も多くなっていますが、次いで「文化活動に親しむ機会やきっかけがない」「文化的・歴史的資産が保存活用されていない」との声もあることから、これらが十分でないことが課題として挙げられます。

また、文化芸術の分野においては、国内外を問わず、社会情勢やICTの進化等に伴って、日々新たな領域が創造され広がってきており、県民が多様化する文化芸術にふれる機会を更に充実させる必要があります。

さらに、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が難しくなることも見込まれます。

また、文化芸術活動の拠点となる県立の博物館、美術館等施設は、老朽化が進んだものも多く、耐震化や良好な展示館の維持に向けた緊急の対応はもとより、博物館等施設に求められる新たな機能に向けた対応も必要となっています。

【取組方針】

- 小・中学校、高等学校の学校教育や公民館等の社会教育の中で、子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。
- 国内外の優れた「展覧会」「演奏会（舞台芸術、各種コンサートを含む。）」等に触れる機会を創出します。
- 民俗芸能や伝統工芸等の伝統文化を次世代につなぐ取組を行います。
- 文化芸術の分野において第一線で活躍している佐賀ゆかりの人物に光をあて、県民に文化芸術を身近に感じてもらえるように取り組みます。
- 気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう県立博物館等施設の在り方や施設整備の方向性について検討します。

[主な具体的取組]

- ・ 地域や学校等において子どもたちが文化芸術に触れる教室を開催
- ・ 国内外の優れた「展覧会」「演奏会（舞台芸術、各種コンサートを含む。）」の開催
- ・ 県立博物館等における魅力ある企画展の開催、調査・研究及び教育普及
- ・ 民俗芸能等の映像記録保存、公開、活用
- ・ 映像や印刷物、イベント等を通じたアーティスト本人やその作品の紹介
- ・ 耐震化等の課題がある県立博物館等について、求められる機能を踏まえた今後の施設整備の方向性の検討
- ・ 吉野ヶ里遺跡の展示機能等の在り方の検討

【指標】

- 県立博物館等施設の来館者数について、平成 30 年度までに年間 100 万人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県立博物館等施設の来館者数	人	748,265	750,000	800,000	900,000	1,000,000

文化課調べ



〈政策の柱「5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」〉

② 障害者が文化芸術・スポーツを楽しむことのできる社会づくり

【統括責任課】文化課 【関係課】スポーツ課、障害福祉課

【課題・対応】

障害のある人は、身近な場所で日常的に文化を鑑賞したり、自ら文化芸術活動に取り組んだりする機会が十分とはいえず、文化芸術に親しむための環境が整っていません。また、日常的にスポーツに親しむ機会も多くなく、障害のある人と障害のない人が共にスポーツを楽しむ機会も十分ではありません。

【取組方針】

- 障害のある人も参加しやすい文化芸術イベントやワークショップ<sup>(※)</sup>の開催を通して、文化芸術に親しむ障害者が増えるように取り組みます。
- 障害のある人が文化芸術に取り組める環境整備を進めるため、「指導者確保」「支援者のネットワーク確立」に取り組みます。
- 障害のある人がスポーツに親しむことができる機会を拡充します。
- 障害のある人と障害のない人が共に楽しめる機会の創出に取り組みます。

[主な具体的取組]

- ・ 障害のある人もない人も、気軽に参加・体験し、共に学ぶことができるワークショップの開催
- ・ 障害者作品展の開催
- ・ 支援者によるネットワークの確立
- ・ 障害者スポーツ教室等の拡充
- ・ 障害のある人と障害のない人が共に楽しめるスポーツイベントの開催

【指標】

- 障害者作品展への出展作品数について、平成30年度までに450作品とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
障害者作品展への出展作品数	作品	416	420	430	440	450

文化課調べ

- 障害者スポーツ教室の参加者数について、平成30年度までに延べ1,000人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
障害者スポーツ教室の参加者数(延べ)	人	360	700	800	900	1,000

スポーツ課調べ

※ワークショップ

様々な人たちが主体的に参加・体験し、自由な議論を通して、新しい発見をしたり、創り出したりしていく場のこと。

③ 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産・三重津海軍所跡の活用推進

【統括責任課】肥前さが幕末維新博事務局 【関係課】文化課、観光課、広報広聴課、文化財課

【課題・対応】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡は、遺構が地中に埋まっており、保存上の問題から常時公開して実物を見せるという方法がとれず、一目でその価値が分かりにくい産業遺産です。加えて、法令上、構築物等を設置することが困難であるなど、遺跡の保存管理に伴う一定の制限があるため、見せ方、伝え方を工夫し、来訪者の興味・関心、資産への理解や満足度向上につなげる取組が必要であり、併せてより多くの方に来ていただくための情報発信等の取組が必要です。

【取組方針】

- 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の関係自治体や国と連携して、遺産群全体のプレゼンテーションやプロモーション等の共同事業を行います。
- 三重津海軍所跡により多くの方に来ていただけるよう、情報発信や誘客対策を行います。

[主な具体的取組]

- ・「明治日本の産業革命遺産」の関係自治体による共同事業の実施
- ・PR 対策、誘客対策の実施
- ・佐賀市が行う、三重津海軍所跡の活用推進の取組への支援

【指標】

- 三重津海軍所跡への来訪者数について、毎年度、10 万人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
三重津海軍所跡への来訪者数	人	60,848	100,000	100,000	100,000	100,000

佐野常民記念館調べ

④ ～舞台は佐賀～ 世界に誇る文化的・歴史的魅力の発信

【統括責任課】文化課 【関係課】国際課、観光課

【課題・対応】

佐賀県の歴史や文化が国内外で注目を集め話題になり、また県民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識するために、佐賀県を舞台・題材にした映画、ドラマ、小説等が制作され、また、県内でロケが実施される必要があります。

【取組方針】

- 国内はもとより、特にアジア地区を中心とした海外から、佐賀県を舞台にした映画、ドラマの制作、県内ロケを誘致します。
- 佐賀県を舞台にした小説やマンガ、アニメーション等の制作を誘致します。

[主な具体的取組]

- ・シナハン、ロケハン、ロケ費用助成制度
- ・県内ロケ地の情報提供
- ・小説家・脚本家等の県内招聘
- ・出版社・放送局等への営業活動

【指標】

- 佐賀県をロケ地としたドラマや映画の誘致数について、毎年度、4 本以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ドラマ・映画のロケ誘致件数	件	4	4	4	4	4

文化課調べ

⑤ スポーツによるにぎわいの創出

【統括責任課】 スポーツ課

【課題・対応】

国民の注目度の高いスポーツイベントは、多くの人々のスポーツへの関心を高めるとともに、地域の情報発信やイメージアップ、地域経済の活性化に寄与することから、スポーツを使った交流や誘客を通じて地域の活性化につなげていく「スポーツツーリズム」を推進していく必要があります。

スポーツを通じて地域の人々が交流したり、一体となって盛り上がったりすることは、希薄化が指摘されている住民同士のコミュニケーションの増加や地域のコミュニティ再生に寄与します。

このため、スポーツを通じた“地域づくり”、“人づくり”の取組を推進していく必要があります。

【取組方針】

- 県民がトップアスリートやチームのプレーを間近に見たり、トップアスリートと交流することで、県民がスポーツを始めたり、高い目標にチャレンジする"きっかけ"をつくります。
- スポーツを通じて、様々なアスリートやたくさんの人が佐賀県を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、佐賀県の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。
- トップレベルで活躍するスポーツチームを応援する機運を盛り上げるとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化や“人財”の育成を図ります。

[主な具体的取組]

- ・ トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
- ・ スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
- ・ 幅広いスポーツツーリズムの推進
- ・ さが桜マラソンなど、参加型スポーツイベントの誘致・開催支援
- ・ 県外アスリート等の受入体制の整備
- ・ プロスポーツを活用した佐賀県の情報発信

【指標】

- スポーツキャンプ・合宿の参加者数（誘致分）について、平成 30 年度までに年間延 10,000 人以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
スポーツキャンプ・合宿の参加者数	人 (年間延)	8,253	8,500	9,000	9,500	10,000	

スポーツ課調べ

⑥ 「本物」の観光資源を活用したツーリズムの振興

【統括責任課】観光課 【関係課】、スポーツ課、文化課、農政企画課、国際課、情報課、  
県民協働課、空港課、港湾課、新幹線・地域交通課

【課題・対応】

観光客ニーズの多様化に対応するためには、個々の観光資源を観光客にとって魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが必要です。

また、観光客の満足度を高めるためにおもてなし環境のさらなる充実を図るとともに、観光情報をターゲットとする層に的確に伝えることで、国内外における佐賀県の認知度向上を図る必要があります。

【取組方針】

- 歴史ある佐賀ならではの「本物」の観光資源を発掘・磨き上げ、観光客を呼べる観光企画・商品を作り出す「訪れるべき価値の創出」と、そのために必要となる地域における観光の担い手育成などを図ります。
- 本県を訪れた観光客のリピーター意向率 100%を目指し、だれもが県内を観光しやすい「おもてなし環境の充実」を図ります。
- 佐賀県の認知度を高め誘客につなげるために、伝えるべき相手に焦点を絞った「情報発信」に取り組めます。
- スポーツツーリズム<sup>(※)</sup>、文化・ライブツーリズム<sup>(※)</sup>、グリーン・ツーリズム<sup>(※)</sup>等、多様な取組を進め、情報を発信していきます。

[主な具体的取組]

- ・「食」など観光資源の発掘・磨き上げ支援
- ・地域における「観光の担い手」育成支援
- ・多言語対応の推進（コールセンター、多言語観光アプリ、多言語標記）
- ・Wi-Fi 整備等、外国人観光客にやさしい通信環境の整備推進
- ・ユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup> 対応、観光客の移手段の充実
- ・海外プロモーション（ファミトリップ<sup>(※)</sup>、旅行会社とのタイアップ、商談会等）
- ・首都圏、関西地方及び九州域内におけるプロモーション
- ・WEB キャンペーン（ネット予約サイト）
- ・スポーツツーリズム、文化・ライブツーリズム、グリーン・ツーリズム、国際会議等の MICE<sup>(※)</sup> 等、多様な視点からの取組・情報発信

【指標】

- 外国人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 195 千人泊とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
外国人延べ宿泊数 (宿泊観光客数)	千人泊	91	140	172	183	195

観光庁調べ（宿泊旅行統計調査）

- 日本人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 2,857 千人泊とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
日本人延べ宿泊数 (宿泊観光客数)	千人泊	2,747	2,774	2,801	2,829	2,857

観光庁調べ（宿泊旅行統計調査）

※スポーツツーリズム

スポーツ大会への参加やスポーツ観戦、スポーツキャンプや強化合宿など、スポーツを通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※文化・ライブツーリズム

地域文化体験のほか、芸術・音楽鑑賞等と開催地周辺の観光とを融合させるなど、文化を通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

※ファムトリップ

観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。

⑦ 明治維新150年を契機とした佐賀の再興

【統括責任課】肥前さが幕末維新博事務局      【関係課】文化課、まなび課、広報広聴課、観光課、学校教育課、文化財課、庁内各課（室）

【課題・対応】

本県には県内の各地において、誇るべき偉業、偉人が多数あります。

例えば、幕末維新期の佐賀藩は、日本で最初に反射炉を築いて鉄製大砲を鋳造するとともに、実用蒸気船を建造するなど日本最先端の技術力を持っていました。また、佐賀藩の藩校弘道館においては、学齢期にある全ての藩士の子弟に就学義務を課すなど、人づくりにも熱意を注いでいました。

その他にも県内各地においては、その「志」を伝え、繋いでいくべきものが多数ありますが、これら先人が築き上げてきたものを知らない方も、県内外に少なからずいらっしゃいます。

平成30年に、明治維新150年を迎えることを契機に、ものづくりなどの「技」、それを成し遂げた「人」、そしてその礎である「志」を顕彰し、県民の皆さんや、民間企業、市町の取組とも連携しながら、偉業を成し遂げた先人の「志」を、今に活かし、未来に繋いでいく取組が必要です。

これらの取組を通して、県民の誰もが、佐賀を大切に、佐賀のことを誇りに思う気持ちを高めていくとともに、地域を活性化する必要があります。

【取組方針】

- 本県の偉業や偉人を顕彰し、偉業を成し遂げた先人の志を今に活かし、未来に繋いでいくため、「肥前さが幕末維新博覧会」を開催します。
- 県内各地の文化的、歴史的な魅力・価値を県内外に伝えていきます。
- 「志」を礎とした、人づくり、地域づくりを行います。

[主な具体的取組]

- ・偉業・偉人の顕彰（テーマ館の開設、記念モニュメントの設置）
- ・文化的、歴史的な魅力・価値の情報発信
- ・若い世代が、創造的な未来を切り開く力を高め、郷土を誇りに思う心を育む環境の整備

【指標】

- 佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合について、90%以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合	%	—	—	64.4 (現状値)	80.0	90.0



## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ① 自発の地域創生プロジェクト

【統括責任課】さが創生推進課 【関係課】移住支援室、市町支援課、農政企画課

#### 【課題・対応】

離島や中山間地域、過疎地域をはじめとして県内各地で人口減少や高齢化が進展していることにより、移動や買い物において不便を抱える方がいるという課題や、地域の伝統的な芸能や食といった文化の継承が難しくなりつつあるという課題が発生しています。

また、地域からの若者の減少に伴い、地域の活力が低下してきているという課題を抱える地域が増えてきています。

さらに、今後も人口減少が続いていくことにより、地域に住民が住み続けることができるのかという不安を抱く方もいる状況です。

こうした地域の問題を解消するため、市町が地域住民とともに自発的かつ主体的に行う地域づくりの取組を、継続して県内全域に広げていく必要があります。

また、移住については、これまではUJIターンなど一部の取組しか出来ていませんでしたが、地域に新しい活力を生み出すためには、県外の方に本県の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための移住の取組を促進していく必要があります。

#### 【取組方針】

##### 《自発の地域づくりの支援》

- 県民一人ひとりが住んでいる地域における生活を継続するうえで解消しなければならない課題や、その地域のアイデンティティを維持するための課題を把握し、地域のニーズにきめ細やかに応じられるような体制づくりを進めます。
- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を市町と連携して行っていきます。

##### 《移住対策》

- 本県への移住希望者が移住の決断をスムーズに行うことができるように、ワンストップで仕事や住まい等の移住関連情報を提供するとともに、相談者に対する支援を行う体制を整備し、きめ細かな支援を行います。

また、中でも、本県への移住は、隣県である福岡県からが最も多いことから、同県からの移住促進のための対策を強化します。

#### [主な具体的取組]

##### 《自発の地域づくりの支援》

- ・市町と連携した自発の地域づくりの促進と課題解決のためのワンストップ対応のための県組織の設置
- ・調査グループ（有識者、市町職員、県職員）による各地域の課題の洗い出し、事業効果の実証等の実施
- ・地域の課題に対応するための取組の準備又は充実に対する支援（地域おこし協力隊の活動支援、ワークショップ開催等）
- ・地域住民が主体となって策定した事業計画の実施に対する支援
- ・地域づくりに詳しい有識者による助言
- ・地域外の新たな視点を持つ団体（大学等）と連携した地域づくりの取組の推進

- ・シンポジウムの開催やウェブサイト等での情報発信による地域づくりに対する機運醸成
- ・市町とのパイプ役となる担当職員の配置による市町との連携強化
- ・中山間地域における農業生産の維持や農業所得の向上などの取組を進める地区の活動支援

《移住対策》

- ・移住に関するワンストップ相談窓口を設置し、移住相談へのきめ細かな対応
- ・市町や関係課と連携した、福岡県からの移住促進のための取組の推進（同県を意識した情報発信、フェアの開催等）

【指標】

- 地域<sup>(※)</sup>づくりの取組を県と市町との連携により支援した地域数について、平成 30 年度までに 50 地域以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
地域づくりの取組を県と市町との連携により支援等した地域数（累計）	地域	—	20	30	40	50

さが創生推進課調べ

- 県外からの移住者数<sup>(※)</sup>について、平成 29 年度に 370 名以上を、また平成 30 年度に 380 名以上とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県外からの移住者数	人	—	—	—	370	380

さが創生推進課調べ

※地域

地理的にまとまりがあり、同一の目的を持って活動に取り組む範囲のことを指す。

※移住者数

さが移住サポートデスク及び県内市町の支援策を利用した移住者数

## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ② 魅力のあるまちづくりへの先導的取組の推進

【統括責任課】企画課      【関係課】都市計画課、  
さが創生推進課、新幹線・地域交通課

#### 【課題・対応】

人口減少社会に対応するために、既存施設を活かしたコンパクトな市街地形成に留意しつつ、地域の実情に応じた移動手段が確保され、地域住民や観光客が移動しやすいまちづくりを進めることが必要です。

また、地域の特性・資源はそれぞれに異なることから、そうした特徴を活かした個性と魅力のあるまちづくりを行い、地域の活性化を図る必要があります。

#### 【取組方針】

- 県と市町が連携し、地域住民が住みやすく、かつ、地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組を行います。
- 住民と一体となり地域資源の魅力づくりに取り組む市町をモデルケースとして、県が客観的な立場より重点的に関与し、助言等を行うことで地域特有のスマールサクセスをつくり、佐賀県の魅力あるまちづくりの先導となる取組を行います。
- 地域の実情（移動の実態等）に合わせた、移動手段確保が必要であるため、その検討に取り組む市町等を支援します。

#### 【主な具体的取組】

- ・地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組に対する指導、支援
- ・魅力のあるまちづくりに向けた市町との研修会の開催や地元との意見交換会への参加
- ・魅力のあるまちづくりの促進に向けた各種支援事業等の活用のための助言
- ・市町等による移動手段確保の検討（実態調査等）への支援

#### 【指標】

- 魅力のあるまちづくりに向けた取組事例について、平成 30 年度までに 6 件創出することを目指します。

指標名	単位	現状	目標				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
魅力のあるまちづくりに向けた取組事例数	件	0	1	2	4	6	

都市計画課、企画課調べ

## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ③ 九州におけるゲートウェイ空港へ

【統括責任課】空港課      【関係課】国際課、観光課

#### 【課題・対応】

国内外の LCC<sup>(※)</sup> が積極的に路線展開を図っており、新たな路線誘致のチャンスを迎えています。このような中、新たな路線誘致を進めるためには、国内外の LCC 等への積極的な誘致活動とともに、既存路線の定着・更なる利便性の向上を図り、佐賀空港の潜在力を示していく必要があります。

また、九州で唯一の夜間貨物便については、恒常的に荷物を確保し、路線の安定化を図る必要があります。

さらに、ビジネスジェット<sup>(※)</sup> が運航できる空港としての認知度向上が必要です。

今後は、国内外の観光客やビジネスユーザーの取り込みを図るために、新たな路線誘致や基幹路線である東京便をはじめとする既存路線の増便に積極的かつ計画的に取り組んでいくこととしており、そのためには航空会社が希望する時間帯で安全で安定した運航が確保できるような空港の機能強化が必要です。

このような LCC の拠点空港化を進めることで、九州におけるゲートウェイ空港としての地位を確立し、全国他地域との競争の中で、将来的に急増する訪日外国人客を九州・佐賀に強力に誘致し、国内外との交流を拡大させることにより、地域の飛躍につなげていく必要があります。

#### 【取組方針】

- 佐賀空港の愛称変更に取り組みます。
- 東アジア及び国内の新たな路線誘致に取り組みます。
- 既存路線（東京便・成田便・上海便・ソウル便）の増便に取り組みます。
- 国内外からの誘客に取り組みます。
- 夜間貨物便の利用促進に取り組みます。
- ビジネスジェットの誘致に取り組みます。
- 快適で使いやすい空港づくりに向けた機能強化に取り組みます。

#### 〔主な具体的取組〕

- ・「九州佐賀国際空港」という愛称使用の検討
- ・台湾をはじめとした東アジア地域の LCC 等への誘致活動
- ・関西圏路線の開設に向けた国内の LCC 等への誘致活動
- ・データ利活用による効果的な営業・広報活動及びリムジンタクシー・レンタカーキャンペーン等のアクセス対策の充実
- ・夜間貨物便の運航会社と連携した運送事業者や荷主への営業活動
- ・ビジネスジェットの受入体制のさらなる充実及び国内外での営業・広報活動並びに誘致活動
- ・旅客ビル、駐機場の機能強化の内容検討及び整備
- ・将来の就航先の拡大（東南アジア等）を見据えた滑走路の延長（2,500m 化）に向けた検討の開始

【指標】

- 国内線の路線・便数について、平成 30 年度までに 3 路線・10 便/日に増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
国内線の路線数・便数	路線 便/日	2 6	2 6	2 7	3 9	3 10

空港課調べ

- 国際線の路線・便数について、平成 30 年度までに 4 路線・13 便/週に増やすことを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
国際線の路線数・便数	路線 便/週	2 6	3 8	4 11	4 12	4 13

空港課調べ

※LCC（ローコストキャリア）

格安航空会社のこと、同一機種での運航などによる効率化の向上によって低い運航費用を実現し、低価格かつサービスが簡素化された航空輸送サービスを提供する航空会社のこと。

※ビジネスジェット

国内外問わずグローバルに、かつ、個人の都合に合わせて目的地まで飛ぶことができる飛行機のこと。

## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ④ 九州新幹線の利活用の推進

【統括責任課】新幹線・地域交通課      【関係課】庁内各課（室）

#### 【課題・対応】

新幹線の活用については、新幹線開業を地域経済の活性化につなげていくことが重要であり、地域の魅力づくりや魅力向上に向けた取組を推進していく必要があります。

そのため、「佐賀県新幹線活用基本戦略（※）」（以下「基本戦略」という。）に基づく今後の具体的な取組（内容）を検討・整理して取り組むことにより、開業に向けた更なる機運醸成を図り、取組事例の創出に取り組んでいく必要があります。

#### 【取組方針】

- 開業まで残された期間が約7年となり、これまでの取組を含め、西九州ルート開業に向けて、今から強化すべきことや、今後、実施すべきことなどを検討・整理して取り組みます。
- 新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促に取り組みます。
- 西九州ルートの開業に向け、新幹線をはじめとする公共交通を活かした各地域の魅力づくりや魅力向上の取組に対する支援及び情報発信の強化を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・新幹線を利用して佐賀県に来てもらう『きっかけ』づくりなど、「基本戦略」に基づく今後の具体的な取組（内容）の検討・整理
- ・新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促進の取組の実施
- ・県内産品を使った新たな商品開発など、地域経済への波及効果が期待できる取組の実施
- ・「さが交通デザイン協議会（※）」による情報発信の強化

#### 【指標】

- 「基本戦略」に基づく今後の具体的な取組（内容）について、平成28年度末ごろまでに検討・整理を行い、その取組の実施を目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「基本戦略」に基づく今後の具体的な取組（内容）の検討・整理と実施		—	今後の具体的な取組（内容）の検討・整理	今後の具体的な取組（内容）の実施		

新幹線・地域交通課調べ

#### ※佐賀県新幹線活用基本戦略（基本戦略）

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの2つの新幹線が県内を通るというチャンスを最大限に活かすため、平成21年2月にまとめた新幹線活用の方向性等の戦略。

#### ※さが交通デザイン協議会（旧名称 新幹線さが未来づくり協議会）

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの開業効果を佐賀県内の広い範囲に拡大させるため、県全体の新幹線を活用する機運醸成を図るために、県内の経済、農水、観光、交通、報道関連の民間団体と県内の全市町及び県で構成。

〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

⑤ 広域幹線道路ネットワークの整備

【統括責任課】道路課

【課題・対応】

本県は小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成しており、自家用車保有台数が1世帯当たり1.5台を超えるなど自動車交通に依存し、将来的には人口減少により地域や産業の停滞が予想される中であって、地域間の連携を強化し交流を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保は重要な意味を持っており、地域にとって、将来の発展のベースとなる広域幹線道路ネットワークの整備が不可欠です。

この整備を進めることで、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動の促進、異常気象時における避難場所や救急・救援物資の輸送路などとしての防災機能の発揮、高次医療施設への救急搬送時間の大幅な短縮による救急ネットワークの強化、現道の交通混雑の緩和と交通安全の確保などの効果が期待されます。

【取組方針】

- 平成35年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、選手や観客のスムーズな移動のため、有明海沿岸道路など広域幹線道路ネットワークの整備を計画的かつ重点的に取り組みます。

[主な具体的取組]

- ・有明海沿岸道路の整備促進
- ・佐賀唐津道路の整備促進
- ・西九州自動車道の整備促進
- ・国道498号の整備促進

【指標】

- 広域幹線道路ネットワークについて、目標年度までに供用させることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
広域幹線道路ネットワークの供用状況	—	—	【有明海沿岸道路】 芦刈IC～ 芦刈南IC		【西九州自動車道】 南波多谷口IC～伊万里東府招IC	【国道498号】 若木バイパス

道路課調べ

⑥ 物流、観光拠点としての伊万里港、唐津港の利活用の促進

【統括責任課】港湾課 【関係課】国際課、流通・通商課、企業立地課、観光課

---

【課題・対応】

伊万里港七ツ島地区においては、現在、国際定期コンテナ航路が4航路週4便就航しています。平成26年のコンテナ貨物取扱量（実入り）は、20フィートコンテナ換算で31,651個と過去最高を記録し、輸出コンテナ数も過去最高となりました。今後、更に利活用を促進するためには、伊万里港の認知度向上、インセンティブ<sup>(※)</sup>の活用等により他港利用貨物を取り込むとともに、航路の充実等利便性向上を図り、新たな貨物を獲得する必要があります。

唐津港東港地区においては、水深9mの耐震強化岸壁が平成28年度に供用開始予定となっており、観光や交流の拠点としての活用が期待されています。今後、利活用を促進するためには、美しい景観を生かして、国内外のクルーズ船を誘致する必要があります。また、妙見地区においては、重厚長大貨物の取り扱いが可能という機能特性を生かして、新たな物流を取り込んでいく必要があります。

【取組方針】

《伊万里港》

- 官民一体となったポートセールス<sup>(※)</sup>を推進し、コンテナ貨物取扱貨物量の増加を図ります。
- コンテナ貨物の輸出入バランスの改善を図ります。
- 台湾やASEAN等既存航路では十分なサービスが提供できない地域における航路の拡大を目指します。

《唐津港》

- クルーズ船、高速船の寄港回数の増加を図ります。
- 妙見地区においては、外国貿易の中継基地としての活用を図ります。

[主な具体的取組]

《伊万里港》

- ・ポートセミナー<sup>(※)</sup>、出前講座の実施
- ・輸出入バランス改善のための取組  
(インセンティブの活用、県内輸出企業への働きかけの強化)
- ・新規航路の誘致や既存航路の複数便化のための取組  
(インセンティブの活用、貨物調査、船社へのセールス)

《唐津港》

- ・国内外のクルーズ船社へのセールス、船社キーマンの招聘
- ・グアム向け輸出、輸入貨物の検討、現地ゼネコンへのセールス



【指標】

- 伊万里港のコンテナ貨物取扱量について、平成 30 年までに 20 フィートコンテナ換算で 40,000 個とすることを目指します。(暦年)

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
伊万里港コンテナ貨物取扱量(20 フィートコンテナ換算)(暦年)	個	31,651	33,000	35,000	37,000	40,000

港湾課調べ

- 伊万里港の国際定期コンテナ航路について、平成 30 年度までに増便(週 5 便化)することを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
伊万里港国際定期コンテナ航路数(便数)	航路数 (便数)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	5 (5)

港湾課調べ

- 唐津港のクルーズ船の寄港回数について、平成 30 年度までに 6 隻(1,500 人)とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
唐津港クルーズ船の寄港回数(クルーズ観光客数)	隻 (人)	3 (1,021)	3 (1,050)	4 (1,100)	5 (1,350)	6 (1,500)

港湾課調べ

※インセンティブ

県内港湾の利用を動機づけるための補助制度。

※ポートセールス

佐賀県が管理・運営する港湾の利用促進を通じて地域経済の活性化を図るため、船会社や荷主企業等を対象に、航路の誘致や貿易貨物の集荷等、港湾の利用を働きかけるセールス活動のこと。

※ポートセミナー

伊万里港のインフラの整備状況、利用状況及び特徴等を船社や荷主、物流企業等に広く紹介することにより、伊万里港の認知度を向上させ、利用を働きかけるためのセミナー。

## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ⑦ 地域の課題に取り組むCSO活動の活発化と県民協働の推進

【統括責任課】 県民協働課      【関係課】 庁内各課（室）

#### 【課題・対応】

地域の身近な公共サービスの担い手の多様化を進めるための CSO<sup>(※)</sup> と行政との協議においては、財源確保策や費用対効果についての議論が優先され、公益的活動の内容・役割分担についての議論が十分になされない傾向にあり、また、CSO についても依然として活動基盤が弱い状況が続いています。

このため、行政職員の CSO との協働に対する意識改革を進めるとともに、県内 CSO 支援の中核的な役割を担う公益財団法人との連携により、地域の担い手としての CSO のさらなる課題解決力の向上を図る必要があります。

また、中間支援組織<sup>(※)</sup> は、行政と CSO とをつなぐ中間支援活動に必要なスキルの蓄積が不十分となっていることから、中間支援組織スタッフのさらなる能力向上を図っていくことが必要です。加えて、寄附やボランティアという形で CSO 活動に参加する県民がまだまだ少ないことから県民ファンドを運営する公益財団法人や中間支援組織と協働し、県民の一層の公益的活動への参加を推進する必要があります。

#### 【取組方針】

- 行政職員の意識改革や公共サービスの担い手としての CSO の課題解決力の向上、及び中間支援組織スタッフのスキルの向上に取り組みます。
- 県民ファンド<sup>(※)</sup> を運営する公益財団法人と連携し、CSO と市町等との協働を更に促すことで、CSO 活動基盤の強化とともに県民協働の一層の推進を図ります。
- 県民等からの寄附を基に CSO 活動への助成等を行う県民ファンドの、一層の取組推進を図ります。
- 県外で活躍する CSO (NPO、NGO<sup>(※)</sup>) の誘致による県内 CSO へのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出で、さらなる地域の課題解決につなげます。
- 支援メニューのさらなる活用促進や普及啓発活動の推進により CSO 活動を一層支援します。

#### 【主な具体的取組】

- ・ CSO 提案型協働創出事業<sup>(※)</sup> の実施による公益財団法人、CSO、市町等の協働促進
- ・ 県民等からの寄附を基に CSO 活動に助成等を行う県民ファンドに対する支援
- ・ CSO の活動基盤強化を図るための活動資金確保及び人材育成等の研修等
- ・ 県内 CSO へのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出を目的とした、県外 CSO (NPO、NGO) の誘致
- ・ ふるさと納税の CSO 指定寄附の推進
- ・ CSO ポータル等を活用したプラスワン運動<sup>(※)</sup> (寄附を含む。) の推進

#### 【指標】

- 県と CSO の協働事業数について、平成 30 年度まで 280 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県と CSO の協働事業数	件	247	250	260	270	280

県民協働課調べ

- 県外で活躍する CSO（NPO、NGO）の誘致件数について、平成 30 年度までに 4 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
県外 CSO（NPO、NGO）の誘致件数（累計）	件	0	1	2	3	4

県民協働課調べ

※CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

※中間支援組織

個々の CSO を支援することを目的に活動する CSO のこと。

※県民ファンド

CSO 自らが運営し、県民等からの寄附を基に CSO 活動に助成するための基金のこと。

※ NGO

Non-governmental organizations（非政府組織）の略で、貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずに取り組む団体のこと。

※CSO 提案型協働創出事業

協働に係る提案を募集し、行政（県、市町）と CSO とが協議を重ね、公共サービスの質の向上、県民満足度の向上、ひいては CSO の活性化、住民自治の実現を図っていく仕組みのこと。

※プラスワン運動

県民が仕事や家庭での役割にプラスして社会貢献活動に参加することをすすめる運動のこと。

## 〈政策の柱「6 自発の地域づくり さが」〉

### ⑧ 多文化共生社会の推進

【統括責任課】国際課

#### 【課題・対応】

あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、本県が活力ある地域として持続的に発展していくためには、外国人住民とともに多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要があります。

#### 【取組方針】

- 市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。
- 海外との交流を深めることにより、県民の豊かな国際感覚の醸成とグローバル人材の育成を推進します。

#### [主な具体的取組]

- ・ 市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築
- ・ 防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
- ・ 市町等との多文化共生のモデル施策の検討
- ・ 国際協力事業の推進
- ・ 県の友好交流先との自治体間、学校間等の地域間交流の推進
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたホストタウン交流国との交流の推進
- ・ 市町、民間団体の地域間交流の支援
- ・ 地域等での国際理解講座の実施等
- ・ 語学指導等を行う外国青年の招致事業（JET プログラム）の推進
- ・ 大学、短大、日本語学校等における外国人留学生受入拡大支援

#### 【指標】

- 国際交流ボランティアの登録者について、平成 28 年度までに 410 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
国際交流ボランティアの登録者数	人	350	380	410	—	—

国際課調べ

- 現に活動する国際交流ボランティアの登録者について、平成 30 年度までに 290 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
現に活動する国際交流ボランティアの登録者数	人	184	—	—	260	290

国際課調べ

- 学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数について、平成 30 年度までに 52 件とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数	件	40	43	46	49	52

国際課調べ

- 外国人留学生数（大学、短大、専修学校、日本語学校）について、平成 30 年度までに 880 人とすることを目指します。

指標名	単位	現状	目標			
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
外国人留学生数（大学、短大、専修学校、日本語学校）	人	446	563	668	774	880

国際課調べ

### 3 計画推進のための体制整備

この計画を着実に推進していくため、県の取組の姿勢を明らかにし、効果的・効率的な組織の整備を行っていきます。

#### ① 危機管理体制の拡充・強化

##### 【推進に当たっての姿勢】

近年の大規模な自然災害をはじめとして、大規模事故、また、新型インフルエンザ等の感染症、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫といった家畜伝染病など、県民の安全・安心を脅かす危機事象はいつ、どこで発生するかわかりません。

このような危機に対しては、発生してから対応を考えるのではなく、適切な予防対応と、仮に発生した場合には、関係機関等と連携した、迅速な初動対応が求められます。

そのためには、それぞれの危機に応じて、基本となる計画やマニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、実際の危機の経験や関係機関等との実践的な訓練等を通じて、計画等を不断に見直していくことが重要となります。

また、いざ危機的な事態が発生した場合には、必ずしも計画やマニュアルどおりにはいかない場合もあることから、計画やマニュアルを必要以上に絶対視するのではなく、現場の状況に応じて、臨機応変な対応がとれるよう対応にあたる人材の育成や現場の活動を支える体制整備を図っていく必要があります。

さらには、県民の安全・安心につながるよう、緊急情報について迅速かつ正確な情報提供が行える体制整備を図っていきます。

##### 【取組内容】

- ・迅速な初動体制確立のための 24 時間 365 日体制の危機管理
- ・危機対応の経験に基づく危機対処計画・マニュアル等の見直し
- ・職員の危機管理能力の向上のための訓練の実施
- ・現地対策本部設置や市町等への職員派遣等による現場での活動体制の整備
- ・様々なメディアを通じた県民への情報提供体制の整備

## ② 県民の総力結集による国際戦略の推進

### 【推進に当たっての姿勢】

県並びに外部の関係機関が緊密に連携し、一体となって議論を深め、「世界に誇れる佐賀づくり」を目指した取組を推進していくため、知事をトップに、副知事や関係本部長、県内関係機関、外部有識者などをメンバーとした「佐賀県国際戦略本部会議」を設置します。

この会議は、取組分野など全体を俯瞰しながら関連施策を戦略的・複合的に展開するために、創造的なアイデアや意見を出し合う場とし、出された創造的アイデア等は、庁内の国際戦略課長会議（既設置）等で、具体化に向けて検討していきます。

産学官民の知恵を結集し、行動力とスピード感を持って国際戦略を展開します。

### 【取組内容】

- ・佐賀県国際戦略本部会議の設置
- ・国際戦略課長会議及び外部有識者によるアイデア等の具体化の検討

## ③ 自発の地域づくりのための市町との連携

### 【推進に当たっての姿勢】

地域が抱える課題の解決に当たっては、それぞれの地域が強みを活かし、また、魅力を高めるために、自ら考え、自ら行動することが必要です。

県が地域における自発の取組を支援していくためには、県と市町のさらなる連携が欠かせないことから、知事（Governor）と20市町の市長・町長（Mayors）の21人の首長をメンバーとした「佐賀県GM21ミーティング」を開催し、地域からの声や思いを聞き、地域課題の解決に向け、県が市町の取組を支援することで、「自発の地域づくり」の推進を目指します。

また、この他にも、職員が各市町を担当する「市町支援員」となり、行財政運営をはじめ地域振興、地域活性化に向けた取組に対する相談支援等を行ったりするなど、市町の活動をきめ細やかに支援します。

### 【取組内容】

- ・佐賀県GM21ミーティングの開催
- ・市町支援員による支援